

遠野市水防計画

遠 野 市

遠野市水防計画目次

第1章 総 則	1
第1節 目 的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任	5
第4節 安全配慮	6
第2章 水防組織	7
第1節 市の水防組織	7
第2節 県水防本部等への連絡方法	8
第3節 執務時間外における連絡	8
第3章 堤防及び重要水防箇所の巡視並びに水門(樋門)等の操作	9
第1節 堤防巡視	9
第2節 重要水防区域及び警戒区域	9
第3節 重要水防箇所	9
第4節 重要水防箇所巡視	9
第5節 その他の区域	9
第6節 樋門、樋管及び水門の箇所並びに監視員	9
第7節 樋門、樋管及び水門の操作	10
第4章 水防施設	11
第1節 水防倉庫及び水防資材	11
第2節 資器材及び土地の使用、収用	11
第5章 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡	12
第1節 雨量観測の通報連絡	12
第2節 雨量の通報要領	12
第3節 水位観測の通報連絡	12
第4節 危機管理水位計による水位の観測	12
第5節 水位の通報要領	13
第6節 重要河川における水防連絡系統	13
第7節 増水状況記録	13
第6章 通信連絡	14
第1節 水防の連絡	14

第2節	緊急連絡	14
第3節	伝令	14
第4節	防災行政無線電話	14
第5節	水防信号	14
第7章	気象予報・警報の情報収集	15
第8章	水防上必要な気象予報・警報及び情報並びに洪水予報及び水防警報等の 連絡	16
第1節	水防上必要な予報及び警報の広報	16
第2節	洪水警報	16
第3節	水防警報	16
第4節	水位情報の通知及び周知	19
第9章	堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、避難立退 及び救助	20
第1節	堤防異常の報告	20
第2節	警戒体制、出動及び水防開始	20
第3節	決壊の通報及び避難立退	21
第10章	自衛隊派遣の要請	23
第11章	公用負担	24
第1節	公用負担	24
第2節	公用負担命令権限証	24
第3節	公用負担命令票	25
第12章	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のた めの措置	26
第1節	浸水想定区域の指定	26
第2節	浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のた めの措置	26
第3節	洪水ハザードマップ	26
第4節	予想される水災の危険の周知等	27
第5節	要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の 作成等	27
第6節	大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	27
第13章	その他	28

第1節	優先通行標識	28
第2節	身分証票	28
第3節	水防活動実施報告	29
第4節	水防功労者推せん	29
第5節	公務災害補償	29
第6節	水防訓練計画	29

別 表

別表1	遠野市水防本部組織図	30
別表1-2	業務内容	31
別表2	遠野市水防隊編成表（遠野市消防団）	32
別表3	執務時間外連絡系統図	34
別表4	水防担当区域一覧表（遠野市消防団）	35
別表5	重要水防区域及び警戒区域一覧表	37
別表6	重要水防箇所一覧表	38
別表7	管理委託河川水門等箇所一覧表	40
別表8	水防備蓄倉庫及び所在地一覧表	43
別表9	水防用備蓄資器材一覧表	44
別表10	雨量観測箇所一覧表	45
別表11	水位観測箇所及び水位情報一覧表	46
別表12	雨量・水位観測所及び関係機関の連絡系統図	47
別表13	各河川増水状況調	48
別表14	非常扱電話利用機関電話番号一覧表	49
別表15	水防信号	49
別表16	関係機関の通報箇所一覧表	50
別表17	猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図	51
別表18	国土交通省が行う水防警報の伝達系統図	52
別表19	岩手県知事が行う猿ヶ石川、早瀬川水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）情報の伝達系統図	53
別表20	指定避難所一覧表	54
別表21	福祉避難所一覧表	59
別表22	水防活動実施報告書	60

別表23	水防功労者推せん	61
------	----------	----

(参 考)

	遠野市水防隊動員計画	62
--	------------	----

(資 料)

☆	気象情報に基づく注意報、警報の種類と発表基準	64
---	------------------------	----

☆	主要河川重要水防箇所図	67
---	-------------	----

☆	猿ヶ石川、早瀬川、小烏瀬川浸水想定区域図	70
---	----------------------	----

☆	重要水防箇所評定基準	76
---	------------	----

遠野市水防計画

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条に基づき、岩手県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体である遠野市（以下「市」という。）が、法第33条第1項の規定並びに岩手県水防計画に基づき、洪水等による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は次のとおりである。

（1）水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

（2）指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として都道府県知事が指定したものをいう（法第4条）。

（3）水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

（4）消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

（5）消防機関の長

消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

（6）水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

(7) 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第7項、法第10条第3項）。

都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

(8) 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

(9) 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

(10) 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。

(11) 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

(12) 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は都道府県知事が指定した水位周知河川に

において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

(13) 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

(14) 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

(15) 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市町村長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

(16) 氾濫危険水位（特別警戒水位）

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

(17) 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

(18) 洪水浸水想定区域

洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（法第14

条)。

(19) 水位周知下水道

都道府県知事又は市町村長が、内水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。都道府県知事又は市町村長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）

(20) 内水氾濫危険水位

法第13条の2第1項及び第2項に規定される雨水出水特別警戒水位のこと。内水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。

(21) 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(22) 雨水出水特別警戒水位

法第13条の2第1項及び第2項に定める内水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。都道府県知事または市町村長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

(23) 内水浸水想定区域

水位周知下水道について、内水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として都道府県知事又は市町村長が指定した区域をいう（法第14条の2に規定される雨水出水浸水想定区域）。

(24) 浸水被害軽減地区

洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域として水防管理者が指定した区域をいう（法第15条の6）。

第3節 水防の責任

遠野市は、法第3条の規定により市域における水防を十分に果たすべき責任を有する。具体的には主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（法第13条の2第2項）
- (6) 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条の2）
- (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- (9) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- (10) 浸水被害軽減区域の指定・公示及び通知、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (11) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (12) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (13) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (14) 警戒区域の設定（法第21条）
- (15) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (16) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (17) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (18) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (19) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (20) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (21) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）

- (22) 水防協議会の設置（法第34 条）
- (23) 水防協力団体の指定・公示（法第36 条）
- (24) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40 条）
- (26) 水防従事者に対する災害補償（法第45 条）
- (27) 消防事務との調整（法第50 条）

第4節 安全配慮

遠野市は、洪水等の災害時において、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 市の水防組織

1 水防管理者

遠野市長は、法第10条、第11条及び第16条並びに気象業務法第14条の2の規定により、気象、洪水等についての水防活動を必要とする予報及び警報の通知があったとき、又は市内に震度5弱以上の地震が発生し水災の危険が予想されるとき、その危険が解消するまでの間、市に水防本部を置いて、水防事務を処理する。

ただし、予報の場合は、諸状況を判断のうえ、必要あると認めたときに限り設置するものとする。

2 遠野市水防本部

遠野市水防本部（以下「市水防本部」という。）は、総務企画部防災危機管理課に置き、その組織・業務内容は別表1 遠野市水防本部組織図・業務内容（P 30・31）によるものとする。

ただし、市に災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

3 設置（廃止）基準及び体制

	設置基準	廃止基準	体制
遠野市水防本部	① 大雨警報、洪水警報、水防警報が発表された場合。 ② 水位周知河川の氾濫注意情報が発表された場合。 ③ 長雨等による地面現象災害が多発の恐れがあり、水防本部長が必要と認める場合。 ④ 氾濫注意水位（警戒水位）に達しなお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合。	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下となり洪水の危険がなくなった場合、または水災の危険がなくなつたと判断される場合。	少数の人員で情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によって直ちに招集、その他の活動ができる体制とする。
	市内に震度5弱の地震が発生した場合。 （災害警戒本部を設置しない場合に限る）	水害の危険がなくなつたと判断される場合。	〃

4 遠野市水防隊

遠野市水防隊（以下「水防隊」という。）は遠野市消防団をもって充て、遠野市水防隊長（以下「水防隊長」という。）は遠野市消防団長とし、別表2 遠野市水防隊編

成表（P32・33）によるものとする。

5 県の水防組織

(1) 県水防本部

県土整備部河川課 電話 019-629-5903

(2) 遠野行政センター水防隊

県南広域振興局土木部遠野土木センター 電話 62-9938

第2節 県水防本部等への連絡方法

岩手県水防本部（以下「県水防本部」という。）等への情報連絡並びに雨量及び水位の連絡、その他水防に関する一切の事項は、遠野行政センター水防隊（以下「遠野土木センター」という。）に連絡するものとする。

ただし、危険が切迫していると認めるとき、または堤防の決壊のために避難を要する等の場合は、岩手県水防計画第2章第6節ただし書きにより、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

遠野警察署	電話 62-0110
NHK盛岡放送局	電話 019-626-8826
I B C岩手放送	電話 019-623-3141
テレビ岩手	電話 019-624-1166
岩手めんこいテレビ	電話 019-656-2400
岩手朝日テレビ	電話 019-629-2901
エフエム岩手	電話 019-625-5514
遠野テレビ	電話 63-1711

第3節 執務時間外における連絡

執務時間外に発せられる水防上必要な情報の伝達については、別表3執務時間外連絡系統図（P34）により水防関係者へ連絡するものとする。

第3章 堤防及び重要水防箇所の巡視並びに 水門（樋門）等の操作

第1節 堤防巡視

遠野市長は、第7章の気象状況の通知を受け、かつ、水防団待機水位に達し、なお増水の兆しがある場合、又は市内に震度4以上の地震が発生し、水災の危険が予想される場合は、警戒動員を配置し、別表4水防担当区域一覧表（P35）により全線にわたり哨警班及び堤防保護班を設置し、巡視警戒を行うとともに常時連絡を保ち、水防上危険と認められる箇所がある場合、直ちに市水防本部にその程度を連絡して必要な措置を求めるものとする。

なお、哨警班及び堤防保護班の出動は別に定める動員計画によるものとする。

第2節 重要水防区域及び警戒区域

市内の重要水防区域及び警戒区域は、別表5重要水防区域及び警戒区域一覧表（P37）のとおりとする。

第3節 重要水防箇所

市内河川の内、特に危険と認められる箇所を重要水防箇所とし、別表6重要水防箇所一覧表（P38）のとおりとする。

第4節 重要水防箇所巡視

水防隊長は、河川の状況により、重要水防箇所の巡視警戒を厳重にし、水防体制を整えるものとする。

第5節 その他の区域

塚沢川流域、和山川流域、赤沢川流域、小友川流域、家老沢川流域の区域をその他の水防区域とする。

第6節 樋門、樋管及び水門の箇所並びに監視員

- 1 樋門、樋管及び水門の監視のため、監視員を置く。その監視員は、樋門、樋管及び水門を管理するものがあたる。
- 2 県から管理委託を受けている樋門、樋管及び水門は、別表7管理委託河川水門等

箇所一覧表（P40）のとおりとする。

第7節 樋門、樋管及び水門の操作

監視員は、樋門、樋管及び水門箇所の小河川、下水溝の増減水の状況により、管理者の指示により処置を講ずるものとし、開閉の都度市水防本部に通報するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、監視員において臨機の処置を講じなければならない。
なお、市水防本部では、遠野土木センターへ通報するものとする。

第4章 水防施設

第1節 水防倉庫及び水防資材

水防倉庫に水防作業に必要な資材、器具等を備蓄し、その所在地は、別表8水防備蓄倉庫及び所在地一覧表（P43）のとおりとする。また、備蓄資器材は、別表9水防用備蓄資器材一覧表（P44）のとおりとする。

第2節 資器材及び土地の使用、収用

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は法第28条の規定により土地を一時使用し、土石、竹木、その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、または工作物その他の障害物を処分することができる。

ただし、この場合は法の規定するところにより、損失を受けた者に対し、水防管理者は時価によりその損失を補償する。

第5章 雨量及び水位状況の観測並びに通報連絡

第1節 雨量観測の通報連絡

雨量の観測箇所は、別表10雨量観測箇所一覧表（P45）のとおりとし、任務者において気象注意報等の通知を受けたとき、又は大雨のおそれがある場合には雨量を観測し、次の「雨量の通報要領」により市水防本部に通報するとともに、市水防本部は、その結果を別表12雨量・水位観測所および関係機関の連絡系統図（P47）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

第2節 雨量の通報要領

- 1 雨量の通報は、過去24時間以内の降水量が50ミリに達したとき、又は県水防本部より観測開始指示報を受けたときに始め、観測終了指示報を受けるまで3時間ごとの雨量観測結果を通報するものとする。

また、3時間雨量が5ミリ以下となった場合には通報を中止して差し支えない。3時間ごとの通報とは、0時、3時、6時、9時、12時、15時、18時、21時の8回とする。

- 2 特に前回の雨量通報後、1時間雨量が10ミリを超えたときは毎時観測通報する。

第3節 水位観測の通報連絡

水位の観測箇所（危機管理型水位計による水位の観測箇所は除く。）は、別表11水位観測箇所及び水位情報一覧表（P46）のとおりとし、増水のおそれがある場合には、それぞれの水位観測者が水位の変動を観測する。また、水防団待機水位に達した場合には、水位通報要領により市水防本部に通報するものとし、市水防本部はその結果を別表12（P47）に基づいて、それぞれの関係機関へ連絡するものとする。

第4節 危機管理水位計による水位の観測

- 1 危機管理型水位計による水位観測所
市県内の危機管理型水位計による水位観測所は、別表12（P47）のとおりである。
- 2 水位の観測
別表12（P47）で定める水位観測所について、観測所管理者がホームページで公表する「川の水位情報」（一般財団法人河川情報センター）の観測値を基に観測するものとする。

「川の水位情報」一般財団法人河川情報センター
ホームページURL <https://k.river.go.jp/>

第5節 水位の通報要領

- 1 水位の通報は、水位が水防団待機水位に達したときに通報し、その後、水防団待機水位に復すまで原則として1時間ごとに通報を続け、特に市水防本部の指示あるとき、又は水位の変動が著しいときは、その都度通報するものとする。
- 2 水防団待機水位、氾濫注意水位は、別表11（P46）のとおりとする。

第6節 重要河川における水防連絡系統

重要河川における雨量、水位、水防情報の連絡系統は、別表12（P47）のとおりである。

第7節 増水状況記録

重要河川の増水状況を記録する。その様式は、別表13各河川増水状況調（P48）のとおりとする。

第6章 通信連絡

第1節 水防の連絡

水防のための連絡は、主として電話により行うこととする。電話番号一覧表は、別表14水防関係機関電話番号一覧表(P49)のとおりとする。

第2節 緊急連絡

水防上緊急を要する通信については、その状況に応じて警察無線、警察電話、鉄道電話、東北電力ネットワーク株式会社遠野電力センター専用線及び非常電話等あらゆる機関を通じて連絡を講ずるものとする。(県において協議済み)

特に非常の際には、NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手及び遠野テレビから放送する連絡方法を考慮しておくものとする。

第3節 伝 令

近距離連絡確保のため、水防通信発着地点、量水標、雨量計設置箇所、水防倉庫、水防作業現場等には、連絡のための車両等を確保しておくものとする。

第4節 防災行政無線電話

東日本電信電話(株)の有線電話を利用するほか、緊急非常事態に備えて通信の確保を図るため、衛星系通信を利用し、市水防本部と遠野土木センターが相互に通信連絡をするものとする。

第5節 水防信号

法第20条の規定による水防信号は、別表15水防信号(P49)のとおりとする。
(昭和36年6月6日岩手県告示第437号)

第7章 気象予報・警報の情報収集

盛岡地方気象台から発表される気象予報・警報は、岩手県知事から総合防災情報ネットワークシステムにより、また東日本電信電話株式会社から警報事項が市あてに連絡される。市は地域住民に対し緊急に警報等を周知する経路計画を確立しておくものとする。

気象予報、雨量等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。

気象庁

- ・気象警報・注意報

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=all&contents=warning>

- ・アメダス

<https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&elem=all&contents=amedas&interval=60>

- ・レーダー・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻）

<https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/#zoom:5/lat:35.155846/lon:138.977051/colordepth:normal/elements:hrpns>

- ・今後の雨（降水短時間予報）

<https://www.jma.go.jp/bosai/kaikotan/#zoom:6/lat:42.269179/lon:141.734619/colordepth:normal/elements:rasrf>

- ・洪水警報の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:6/lat:42.252918/lon:141.734619/colordepth:normal>

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・大雨警報（浸水害）の危険度分布

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:6/lat:42.252918/lon:141.734619/colordepth:normal>

短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

- ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）

<https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#zoom:6/lat:42.252918/lon:141.734619/colordepth:normal>

大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

盛岡地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/morioka/>

第8章 水防上必要な気象予報・警報及び情報並びに 洪水予報及び水防警報等の連絡

第1節 水防上必要な予報及び警報の広報

遠野市長は、岩手県知事、盛岡地方気象台及び東日本電信電話(株)より、気象及び洪水等について水防活動を必要とする予報、警報及び情報の通知を受けたとき、又は上流の状況により増水のおそれのあるときは、水防隊長及び県南広域振興局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に連絡をとり、状況及び必要に応じて、別表16関係機関の通報箇所一覧表（P50）により市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線、遠野テレビ等により迅速に地域住民に周知するものとする。

第2節 洪水予報

猿ヶ石川洪水予報の通知を受けたときは、状況及び必要に応じて、市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民に周知するものとする。なお、その際の伝達系統図は、別表17猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図（P51）のとおりとする。

洪水予報を行う河川並びに当該河川に係る水位または流量の予報に関する基準点及び担当機関は、次のとおりである。

1 河川名

北上川水系猿ヶ石川

左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで

右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

2 水位又は流量の予報に関する基準地点

猿ヶ石川 : 安野

3 担当機関名

東北地方整備局岩手河川国道事務所、盛岡地方気象台

第3節 水防警報

国土交通大臣又は岩手県知事が指定した河川について、水防警報の通知を受けた

ときは、状況及び必要に応じて、市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民に周知するものとする。なお、その際の伝達系統図は、別表18北上川上流水防警報の伝達系統図（P52）及び別表19岩手県知事が行う猿ヶ石川・早瀬川水防警報・避難判断水位情報の伝達系統図（P53）のとおりとする。

1 国土交通大臣が行う水防警報

(1) 河川

北上川水系猿ヶ石川

左岸 花巻市東和町田瀬39地割1番の1地先から北上川合流点まで

右岸 花巻市東和町田瀬砥森国有林104番の11地先から北上川合流点まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高 標高(m)	水防団待機水位 (通報水位)(m)	氾濫注意水位 (警戒水位)(m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (m)
猿ヶ石川	安野	69. 215	2.0	3.0	4.4	4.8

- ・ 氾濫注意水位（警戒水位）は、猿ヶ石川洪水予報（氾濫注意情報）を発表する基準。
- ・ 避難判断水位は、猿ヶ石川洪水予報（氾濫警戒情報）を発表する基準。

(3) 各対象観測所の水防警報範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
猿ヶ石川	安野	水位2.00mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	水位3.00mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。

(4) 担当機関名 東北地方整備局岩手河川国道事務所

2 岩手県知事が行う水防警報

猿ヶ石川水防警報

(1) 河川名 北上川水系猿ヶ石川

左岸 遠野市松崎町松崎6地割130番地先（小烏瀬川合流点）から

遠野市松崎町白岩1地割58番地先（早瀬川合流点）まで

右岸 遠野市松崎町松崎6地割115番1地先（小烏瀬川合流点）から

(2) 遠野市松崎町光興寺2地割76番72地先（早瀬川合流点）まで 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判	氾濫危険水位
-----	------	-----	---------	--------	-----	--------

		標高(m)	(通報水位)(m)	(警戒水位)(m)	断水位(m)	(m)
猿ヶ石川	駒木	265.550	1.3	1.7	2.7	3.2

(3) 対象観測所の水防警報の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
猿ヶ石川	駒木	水位1.3mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	水位1.7mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。

(4) 担当機関 県南広域振興局土木部遠野土木センター

早瀬川水防警報

(1) 河川名 北上川水系早瀬川

左岸 遠野市鶯崎町松崎2番2地先(初音橋)から

遠野市遠野町10地割44番地先(猿ヶ石川合流点)まで

右岸 遠野市青笹町糠前4地割21番1地先(初音橋)から

遠野市松崎町白岩1地割58番地先(猿ヶ石川合流点)まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高(m)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
早瀬川	上早瀬橋	268.165	1.3	2.0	2.9	3.2

(3) 対象観測所の水防警報の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
早瀬川	上早瀬橋	水位1.3mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があると認められたとき。	水位2.0mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があると認められたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。

(4) 担当機関 県南広域振興局土木部遠野土木センター

小鳥瀬川水防警報

(1) 河川名 北上川水系小鳥瀬川

左岸 遠野市土淵町柝内10地割10番4地先(米通川合流点)から

遠野市土淵町土淵13地割217番地先(猿ヶ石川合流点)まで

右岸 遠野市土淵町柝内11地割30番5地先(米通川合流点)から

遠野市松崎町駒木12地割151番4地先（猿ヶ石川合流点）まで

(2) 水防警報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	零点高標高(m)	水防団待機水位(通報水位)(m)	氾濫注意水位(警戒水位)(m)	避難判断水位(m)	氾濫危険水位(m)
小烏瀬川	福泉寺橋	274.250	0.2	0.9	1.4	1.9

(3) 対象観測所の水防警報の範囲

河川名	観測所名	準備	出動	解除	情報
小烏瀬川	福泉寺橋	水位0.2mに達し、なお上昇のおそれがあり準備の必要があるとみとめられたとき。	水位0.9mに達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要があるとみとめられたとき。	水防活動の必要がなくなったとき。	水防活動に必要があるとき。

(4) 担当機関 県南広域振興局土木部遠野土木センター

第4節 水位情報の通知及び周知

岩手県知事が指定した河川について、水位が避難判断水位に達したときは、市水防本部の関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により迅速に地域住民に周知するものとする（洪水予報に準ずる）。その際の伝達系統は別表19（P53）によるものとする。河川名、水位観測所、避難判断水位、担当機関名は次のとおりである。

1 岩手県知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 河川名

第3節第2項 岩手県知事が行う水防警報の河川名に同じ

(2) 対象となる水位観測所

河川名	観測所名	避難判断水位 (m)
猿ヶ石川	駒木	2.7
早瀬川	上早瀬橋	2.9
小烏瀬川	福泉寺橋	1.4

担当機関名 県南広域振興局土木部遠野土木センター

(3) ホットラインについて

水位周知河川において避難判断水位を超過又は超過のおそれがある場合に、河川管理者から市町村長等に対し、水位到達情報や堤防等の河川管理施設の異常に係る情報を、直接電話連絡（ホットライン）することとする。

第9章 堤防に関する状況報告、警戒、出動、水防開始、決壊の通報、避難立退及び救助

第1節 堤防異常の報告

次のいずれかの場合は、水防管理者は直ちに遠野土木センターに報告するものとする。ただし危険が切迫していると認めるとき、又は堤防の決壊のため避難を要する場合には、次の機関に直接連絡するとともに、県水防本部にも連絡するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき。（その状況と措置の概況を含む。）
- 2 水防機関が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。

遠野警察署	電話 62-0110
NHK盛岡放送局	電話 019-626-8826
I B C岩手放送	電話 019-623-3141
テレビ岩手	電話 019-624-1166
岩手めんこいテレビ	電話 019-656-2400
岩手朝日テレビ	電話 019-629-2901
エフエム岩手	電話 019-625-5514
遠野テレビ	電話 63-1711

第2節 警戒体制、出動及び水防開始

遠野市長は、第5章及び第7章についての連絡を受けたとき、又は大雨のおそれがあり、洪水が予想される場合、これに対応するため、別に定める市水防隊動員計画及び次の定めに従って、出動させるものとする。

1 水防団待機水位（通報水位）に達したときの警戒体制（警戒動員）

水防団待機水位に達し、なお増水し、警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに水防隊幹部を非常招集し、予め定められている各々の任務に就かせ、また必要に応じて情報連絡班、哨警班、水防用資器材整備班をそれぞれの部署に就かせ、水防隊員に対する動員が発令された場合に即時活動ができるよう準備、待機させるものとする。

ただし、急激に増水し、以上の段階を経る時間的余裕がないとき、又は早急に水

- 防隊動員の必要があると認められた場合は、その事態に即応した緊急措置を講ずるものとする。
- 2 氾濫注意水位（警戒水位）に達したときの警戒体制（第1次動員）
氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお増水し、特に警戒の措置が必要と認められる場合には直ちに水防隊長に出動等（第1次動員）を行うよう指示する。
 - 3 水防警報が発せられたとき
岩手県水防計画、遠野市水防計画及び遠野市水防隊動員計画に基づき、直ちに水防団を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。
 - 4 水防警報の段階
 - 第1段階 準備
水防資材の整備点検、水門等開閉の準備及び幹部の出動等に対するもの。
 - 第2段階 出動
水防隊員の出動に対するもの。
 - 第3段階 解除
水防活動の終了に対するもの。
 - 5 水防団員に対する動員が発せられたときは、直ちに水防隊を出動させ、又は出動の準備をさせるとともに、必要に応じ、危険が予想される区域内の一般住民に周知するものとする。
 - 6 水防活動開始の命令を受けた各部長は、最も迅速な方法をもって隊員を招集する。
 - 7 前号の状況、活動の概要を水防隊長に報告し、後に被害判明と共にすみやかに文書をもって報告するものとする。
 - 8 気象、上流、水位の各状況のほか堤防等現地の状況を勘案し、水災の危険がなくなったと判断されるとき、水防管理者は、水防隊長、県南広域振興局土木部遠野土木センター所長、遠野警察署長に協議の上、全域又は一部にその任務を解除することができる。

第3節 決壊の通報及び避難立退

1 決壊の通報

堤防の決壊が予想される場合及び決壊した場合、又はこれに準ずべき事態が発生した場合には、水防管理者は法第25条の規定により直ちにその旨を氾濫が予測される地域の住民に広報するとともに、隣接水防管理団体、遠野警察署、遠野土木セン

ター等に通報する。

2 避難及び立退き

哨警班の堤防巡視中急激に増水し、又は著しい事態の悪化のおそれがあり危険が切迫しているときは、班は直ちに水防管理者及び水防隊長に報告してその命令によって立退きを指示する。（報告を行う時間的余裕がないときは班において指示することができる。）

遠野市長は、その地域の住民に対し、立退きを指示する場合には、遠野警察署長にその旨を通知する。

避難誘導班は別表20指定避難所一覧表(P54)の指定避難所又は別表21福祉避難所一覧表(P59)の福祉避難所に誘導し収容する。

立退指示は、サイレン、警鐘、防災行政無線、遠野テレビによる放送、自動車、自転車、電話又は駆足連呼等、迅速かつ確実に住民に徹底する方法により周知するものとする。

3 救 助

堤防その他の施設が決壊し、又は急激な増水による氾濫のため人命に危険が切迫したとき、水防隊長は直ちに人命救助を命じ、緊急を要する場合は、水防隊は水防隊長の命を待たずに直ちに人命救助にあたる。

第10章 自衛隊派遣の要請

- 1 洪水等に際しその被害が甚大であると予想され、動員計画による動員のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡を行う時間的余裕がなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が直接自衛隊に対し、岩手県知事を経由できない事由を付して、派遣を要請することができるものとする。
ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する作業等は、遠野市地域防災計画によるものとする。

第11章 公用負担

第1節 公用負担

- 1 水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定により、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長は水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。
- 2 市は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

第2節 公用負担命令権限証

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防隊長又は消防機関の長で、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、「公用負担命令権限証」を携行し、必要ある場合はこれを提示すべきものとする。

第 号
公用負担命令権限証
〇〇〇〇
上記の者に、〇〇区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。
令和 年 月 日
遠野市長 〇〇〇〇 印

第3節 公用負担命令票

法第28条の規定により、公用負担を命ずる権限を行使する際は、原則として「公用負担命令票」を目的物の所有者、管理者又はこれ等に準ずべき者に提出しなければならない。

第	号		
公用負担命令票			
目的物	種類		
負担の 内 容	使用	収用	処分
令和	年	月	日
	遠野市長	〇〇〇〇	印
	事務取扱者	〇〇〇〇	印
	殿		

第12章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保 及び浸水の防止のための措置

第1節 浸水想定区域の指定

市は想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

遠野市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、洪水浸水想定区域の指定があったとき、又は雨水出水浸水想定区域の指定があったときは、遠野市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- ② 避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- ③ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ 要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して遠野市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

第3節 洪水ハザードマップ

遠野市長は、遠野市地域防災計画において定められた上記2①②③に掲げる事項を

住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市にあつては、同法第7条第3項に規定する事項）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

遠野市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示板により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。

第5節 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により遠野市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、等該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、遠野市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第6節 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

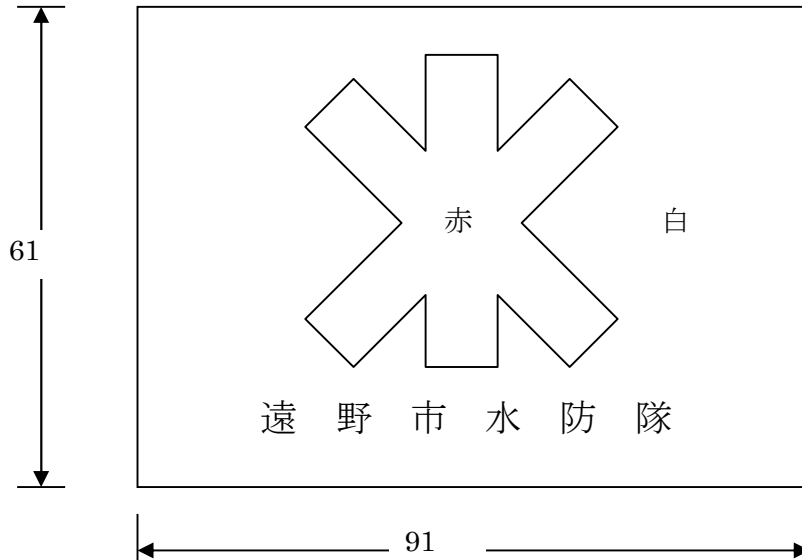
水防法第15条第1項の規定により遠野市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、遠野市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第13章 その他

第1節 優先通行標識

法第18条に定める標識は、下のとおりである。



第2節 身分証票

法第49条第2項に定める「身分を示す証票」は、下のとおりとし、市水防隊長以下水防隊員については、消防団員手帳とする。

表

裏

<p>第 号</p> <p>水 防 職 員 証</p> <p>所属機関名 職 氏 名 現 住 所</p> <p>年 月 日生 年 月 日交付</p> <p>所属機関の長</p> <p>氏名 ㊟</p>	<p>注 意</p> <ol style="list-style-type: none">1 本証は水防法第49条第2項による証票である。2 本証の身分を失ったとき、その他不要になったときは必ず返納すること。3 記載事項に変更があったときは、直ちに訂正を受けること。
---	---

第3節 水防活動実施報告

水防活動を行ったときは、水防管理者は所定の期日までに別表22水防活動実施報告書（P60）を取りまとめ、県南広域振興局花巻総合支局土木部遠野土木センター所長を経由して知事に報告するものとする。

第4節 水防功労者推せん

水防作業において、特に功労のあった個人又は団体について、水防活動終了後速やかに、個人にあつては水防管理者が、団体にあつては県南広域振興局土木部遠野土木センター所長が別表23水防功労者推せん（P61）により知事に推せんすることができる。

第5節 公務災害補償

水防隊員及び水防従事者が、水防活動に従事したことにより災害を被った場合には、法第6条の2及び第45条の規定に基づき、市町村消防団等公務災害補償条例（岩手県市町村総合事務組合共同処理事務）により補償する。（平成元年4月7日条例第6号）

第6節 水防訓練計画

水防訓練は必要に応じ情報連絡、水門操作、水防工法等の水防活動のほか堤防破損・決壊・流失、越水等を想定し計画的に実施する。

別表 1

遠野市水防本部組織図

本部長 市長



副本部長 副市長
教育長
総務企画部長
消防長



本部長付 各部長
防災危機管理課長
消防総務課長



班 別	班 長	副班長	班 員
総括班	防災危機管理課長	防災危機管理課主幹	防災危機管理課員
渉外広報・管理情報班	情報推進課長	情報推進課長補佐	情報推進課員
総務班	総務課長	市民課長	総務課員 市民課員
調査班	税務課長	収納係長	税務課員
福祉班	福祉課長	福祉課長補佐	福祉課員
産業班	観光交流課長	商工労働課長	観光交流課員 商工労働課員
農林班	農業委員会事務局 長	農林課長	農業委員会事務局員 農林課員
土木班	建設課長	建設課長補佐	建設課員
文化班	文化課長	文化課副主幹	文化課員
宮守総合支所班	宮守総合支所長	宮守総合支所副主幹	宮守総合支所員
市民班	市民協働課長	生涯学習スポーツ課長	市民協働課員 生涯学習スポーツ課員
教育・子育て班	学校総務課長	学校給食センター所長 学校教育課長 子育て支援課長	学校給食センター員 学校教育課員 学校総務課 学校用務員 子育て支援課員
消防防災班	消防総務課長	消防総務課主幹	消防総務課員

別表 1 - 2

業 務 内 容

部	班 (課)	担 当 内 容
総務企画部	渉外広報・管理情報班	1 県及び関係機関との連絡調整 2 住民への広報 3 広聴活動 4 私有財産等災害情報の収集
	総括班	1 災害情報の把握 2 被害状況の取りまとめ
	総務班	各班との連絡調整
	調査班	人的被害及び住家被害情報の収集
健康福祉部	福祉班	社会福祉施設等被害情報の収集
産業部	産業班	商工、観光施設等災害情報の収集
	農林班	農地被害情報の収集
環境整備部	土木班	1 交通規制情報の収集 2 公共土木施設等被害情報の収集 3 農業用施設等被害情報の収集 4 林業用施設等被害情報の収集 5 各河川の出水状況観測 6 水害危険区域の警戒巡視 7 水防資器材の調達
消防本部	消防防災班	1 気象予警報等の伝達 2 気象情報の収集 3 警戒本部員の招集 4 各水防隊への連絡調整 5 水防関係機関からの情報収集 6 水害による避難命令及び洪水状況 広報 7 避難誘導及び罹災者の救護 8 罹災者の救護、被害者の救助 9 水防資器材の調達
市民センター部	市民班	社会教育施設、体育施設等災害情報 収集
	文化班	文化財等災害情報の収集
	宮守総合支所班	宮守町内関係施設等災害情報の収集
教育・子育て部	教育・子育て班	1 保育施設等災害情報の収集 2 学校教育施設、給食施設等災害情 報の収集

別表 2

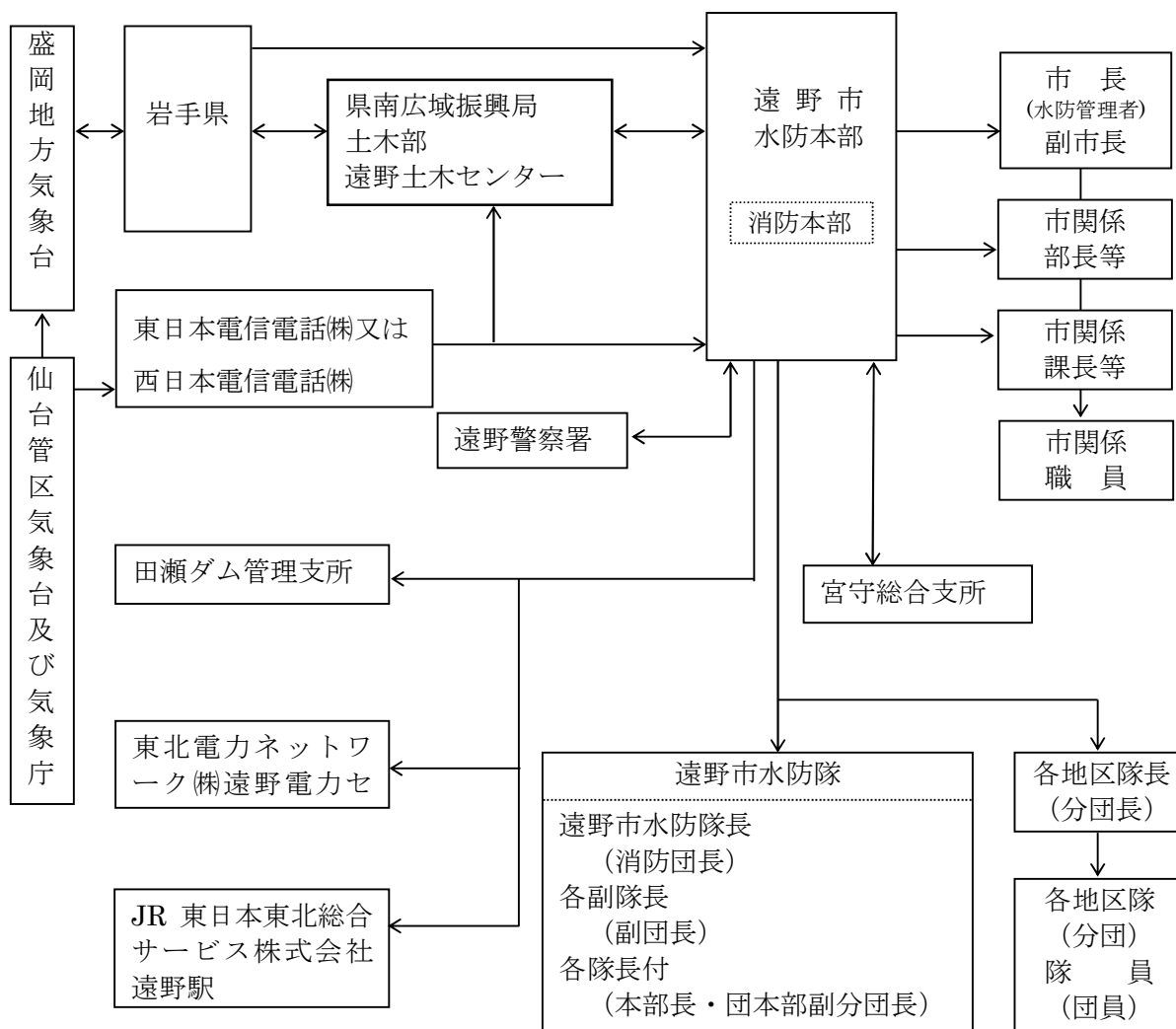
遠野市水防隊編成表(遠野市消防団)

遠野市水防隊長	— 消防団長
遠野市水防副隊長	— 副団長
遠野市水防隊長付	— 本部長 ・ 団本部副分団長
遠野市水防隊付伝令	— 団本部部長

区分 地区隊別	地区隊編成				
	隊長	副隊長	隊長付	班長	班員
遠野地区隊	第1分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
綾織地区隊	第2分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員
小友地区隊	第3分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員
附馬牛地区隊	第4分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員
松崎地区隊	第5分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長 第6部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員 第6部団員
土淵地区隊	第6分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
青笹地区隊	第7分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員
上郷地区隊	第8分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員

区分 地区隊別	地区隊編成				
	隊長	副隊長	隊長付	班長	班員
宮守地区隊	第9分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員
達首部地区隊	第10分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長 第4部長 第5部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員 第4部団員 第5部団員
鱒沢地区隊	第11分団長	副分団長	部長	分団部長等 第1部長 第2部長 第3部長	伝令 第1部団員 第2部団員 第3部団員

別表3 執務時間外連絡系統図



公 署 名	電話番号	備 考
岩手県水防本部（県土木整備部河川課）	019-651-3111	
遠野土木センター水防隊（県南広域振興局土木部遠野土木センター）	62-9938	
遠野警察署	62-0110	
盛岡地方気象台	019-622-7868	
田瀬ダム管理支所	0198-44-5211	
東北電力ネットワーク（株） 遠野電力センター	62-4717 080-1662-4423	（平日日中） （夜間休日）
JR 東日本東北総合サービス株式会社遠野駅	62-2809	
東日本電信電話（株）岩手支店	019-625-4411	

別表 4

水防担当区域一覧表（遠野市消防団）

水防隊		水防隊長 (消防団長)		副隊長 (副団長)		隊 付 (団本部員)			
		警戒動員				第 1 次動員		第 2 次動員	
地区名	河川名	情報収集班		情報連絡班 哨警班 堤防保護班		避難誘導班 資器材整備班		救助班 労務班	
遠野地区	来内川	第 1 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 1 分団第 2 部		第 1 分団第 3 部 第 1 分団第 4 部 第 1 分団第 5 部	第 5 分団第 3 部 第 6 分団第 2 部 第 1 次動員に継続		
	猿ヶ石川			第 1 分団第 1 部					
綾織地区	猿ヶ石川	第 2 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 2 分団第 1 部		第 2 分団第 3 部			
	山谷川			第 2 分団第 2 部					
	砂子沢川			第 2 分団第 1 部					
小友地区	小友川	第 3 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 3 分団第 1 部 第 3 分団第 3 部		第 3 分団第 1 部 第 3 分団第 2 部 第 3 分団第 3 部			
	長野川			第 3 分団第 1 部 第 3 分団第 2 部					
附馬牛地区	荒川	第 4 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 4 分団第 1 部		第 4 分団第 1 部 第 4 分団第 2 部 第 4 分団第 3 部			
	東禅寺川			第 4 分団第 2 部					
	猿ヶ石川			第 4 分団第 1 部 第 4 分団第 2 部 第 4 分団第 3 部					
松崎地区	猿ヶ石川	第 5 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 5 分団第 1 部 第 5 分団第 4 部		第 5 分団第 2 部 第 5 分団第 5 部			
	早瀬川			第 5 分団第 6 部					
土淵地区	小烏瀬川	第 6 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 6 分団第 4 部 第 6 分団第 5 部		第 6 分団第 1 部 第 6 分団第 3 部			
青笹地区	河内川	第 7 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 7 分団第 1 部 第 7 分団第 2 部		第 7 分団第 1 部 第 7 分団第 2 部 第 7 分団第 3 部			
	早瀬川			第 7 分団第 2 部 第 7 分団第 3 部					
	中沢川			第 7 分団第 2 部					
上郷地区	猫川	第 8 分団	分団長 副分団長 本部部長	第 8 分団第 1 部 第 8 分団第 3 部 第 8 分団第 5 部		第 8 分団第 1 部 第 8 分団第 2 部 第 8 分団第 3 部 第 8 分団第 4 部 第 8 分団第 5 部			
	早瀬川			第 8 分団第 2 部 第 8 分団第 4 部 第 8 分団第 5 部					

		水防隊		水防隊長 (消防団長)	副隊長 (副団長)	隊 付 (団本部員)	
				警戒動員		第1次動員	第2次動員
地区名	河川名	情報収集班		情報連絡班 哨警班 堤防保護班		避難誘導班 資器材整備班	救助班 労務班
宮守地区	宮守川	第9分団	分団長 副分団長 本部部長	第9分団第1部 第9分団第2部 第9分団第3部		第9分団第1部 第9分団第2部 第9分団第3部	第1次動員に継続
達曽部地区	宿川	第10分団	分団長 副分団長 本部部長	第10分団第1部		第10分団第2部	
	達曽部川			第10分団第3部 第10分団第4部 第10分団第5部			
鱒沢地区	猿ヶ石川	第11分団	分団長 副分団長 本部部長	第11分団第1部 第11分団第2部		第11分団第3部	

別表5 重要水防区域及び警戒区域一覧表

河川名	重要水防箇所								重要度A区間 中の無堤箇所	
	重要度A区間		重要度B区間		計		要注意区間			
	堤防		堤防		堤防		新堤防			
	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)	箇所	延長(m)
猿ヶ石川	3	1,080	12	13,350	15	14,430			2	1,000
達曾部川			5	5,000	5	5,000				
宿川	1	1,200			1	1,200			1	1,200
小友川			2	3,700	2	3,700				
長野川	1	400			1	400			1	400
山谷川			2	5,000	2	5,000				
砂子沢川			2	2,200	2	2,200				
来内川	2	2,600			2	2,600				
早瀬川	1	200	8	7,090	9	6,570			1	200
中沢川			2	1,000	2	1,000				
小鳥瀬川	6	3,014	1	630	7	4,174	2	5,600	1	520
赤沢川	2	1,000			2	1,000			2	1,000
合計	16	9,494	34	37,970	50	47,274			8	4,320

別表6 重要水防箇所一覧表

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別 及び 図面番号	堤防		工作物 工事施行		新堤防 ・ 旧河川 (m)	工事施行 陸・開 (箇所)	対策水防 工法名	備考
				A (m)	B (m)	A (m)	B (m)				
猿ヶ石川	遊井名田(左)	県	堤防高 1	80						積土のう工	
	宇洞(右)	県	堤防高・無堤 2	500							
	高館(左)	県	堤防高・無堤 3	500							
	荒谷前(右)	県	堤防高 4		1,100					積土のう工	
	鳴沢(左)	県	堤防高 5		1,600					積土のう工	
	長岡(右)	県	堤防高 6		1,900					積土のう工	
	日影(左)	県	堤防高 7		1,800					積土のう工	
	我丸(左)	県	堤防高 8		700					積土のう工	
	宮野目(右)	県	堤防高 9		1,820					積土のう工	
	下組町(左)	県	堤防高 10		810					積土のう工	
	矢崎(左)	県	堤防高 11		1,020					シート張工	
	安居台(右)	県	堤防高 12		600					積土のう工	
	安居台(左)	県	堤防高 13		600					積土のう工	
	片岸(右)	県	堤防高 14		700					積土のう工	
	片岸(左)	県	堤防高 15		700					積土のう工	
猿ヶ石川計				1,080	13,350						
達曽部川	鋳物(左)	県	堤防高 1		1,000					積土のう工	
	大畑(左)	県	堤防高 2		1,800					積土のう工	
	中斉(左)	県	堤防高 3		1,200					積土のう工	
	大豆畑(左)	県	堤防高 4		700					積土のう工	
	小通(左)	県	堤防高 5		300					積土のう工	
達曽部川計					5,000						
宿川	赤坂(左)	県	堤防高・無堤 1	1,200							
宿川計				1,200							
小友川	太田(左)	県	堤防高 1		2,700					積土のう工	
	桑畑(右)	県	堤防高 2		1,000					積土のう工	
小友川計					3,700						
長野川	大洞(右)	県	堤防高・無堤 1	400							
長野川計				400							
山谷川	大沢(左)	県	堤防高 1		2,500					積土のう工	
	大沢(右)	県	堤防高 2		2,500					積土のう工	
山谷川計					5,000						
砂子沢川	みさ崎(左)	県	堤防高 1		1,100					積土のう工	
	みさ崎(右)	県	堤防高 2		1,100					積土のう工	
砂子沢川計					2,200						
来内川	東館(左)	県	堤防高 1	1,300						積土のう工	
	東館(右)	県	堤防高 2	1,300						積土のう工	
来内川計				2,600							

河川名	地区名及び 左右岸の別	管理 区分	評価種別 及び 図面番号	堤防		工作物 工事施行		新堤防 ・ 旧河川 (m)	工事施行 陸・圃 (箇所)	対策水防 工法名	関連 市町村
				A (m)	B (m)	A (m)	B (m)				
早瀬川	青笹(右)	県	堤防高 1		1,270					積土のう工	
	上青笹(右)	県	堤防高 2		1,400					積土のう工	
	中妻(左)	県	堤防高 3		700					積土のう工	
	平倉(左)	県	堤防高 4		820					積土のう工	
	寺田(右)	県	堤防高 5		1,400					積土のう工	
	平野原(左)	県	堤防高 6		800					積土のう工	
	赤羽根(左)	県	堤防高 7		350					積土のう工	
	小原田(右)	県	堤防高・無堤 8	200							
	小原田(右)	県	堤防高 9		350					積土のう工	
早瀬川計				200	7,090						
中沢川	古館(左)	県	堤防高 1		500					積土のう工	
	古館(右)	県	堤防高 2		500					積土のう工	
中沢川計					1,000						
小鳥瀬川	下栃内(左)	県	堤防高 1	831						積土のう工	
	大櫓(右)	県	堤防高 2	400						積土のう工	
	新田(左)	県	堤防高・無堤 3	520							
	新田(左)	県	堤防高 4		630					シート張工	
	新田(右)	県	堤防高 5	100	0					積土のう工	
	下栃内(左)	県	堤防高 6	569						積土のう工	
	下栃内(右)	県	堤防高 7	594						積土のう工	
	栃内(左)	県	新堤防 (完成3年以内) 8					2800			
	栃内(右)	県	新堤防 (完成3年以内) 9					2800			
小鳥瀬川計				3014	630			5600			
赤沢川	赤沢(左)	県	堤防高・無堤 1	500							
	赤沢(右)	県	堤防高・無堤 2	500							
赤沢川計				1,000							

別表 7 管理委託河川水門等箇所一覧表

調査表 番 号	水系名	河川名	設 置 箇 所		水門の種類
			町	地 区	
1	北上川	早瀬川	遠 野	下早瀬の1	B
2	"	"	"	早 瀬	B
3	"	"	"	上 早 瀬	A
4	"	猿ヶ石川	綾 織	二 日 町	A
5	"	"	"	中 宿	A
6	"	"	"	日 影	B
7	"	"	"	根 岸 の 1	B
8	"	"	"	根 岸 の 2	B
9	"	"	"	根 岸 の 3	B
10	"	"	"	根 岸 の 4	B
11	"	"	"	根 岸 の 5	B
12	"	"	"	我 丸	A
13	"	砂子沢川	"	中 宿 の 2	B
14	"	"	"	中 宿 の 3	B
15	"	"	"	中 宿 の 4	B
16	"	"	"	横 内 の 2	B
17	"	"	"	横 内 の 4	B
18	"	"	"	聖 の 3	B
19	"	山谷川	"	山 口 の 1	B
20	"	"	"	山 口 の 2	B
21	"	"	"	滝 沢 の 1	B
22	"	"	"	滝 沢 の 2	B
23	"	小友川	小 友	川 口 の 1	B
24	"	"	"	川 口 の 2	B
25	"	"	"	小黒沢の1	B
26	"	"	"	小黒沢の2	B
27	"	"	"	小黒沢の3	B
28	"	"	"	小黒沢の4	B
29	"	"	"	小黒沢の5	B
30	"	"	"	小黒沢の7	B
31	"	"	"	小黒沢の8	B
32	"	"	"	小黒沢の9	B
33	"	"	"	小黒沢の10	B
34	"	東禅寺川	"	花 輪 の 1	B
35	"	"	"	花 輪 の 2	B

調査表 番 号	水 系 名	河 川 名	設 置 箇 所		水門の種類
			町	地 区	
36	〃	〃	〃	花 輪 の 3	A
37	〃	〃	〃	花 輪 の 4	B
38	〃	〃	〃	妙 泉 寺 の 1	B
39	〃	〃	〃	妙 泉 寺 の 2	B
40	北 上 川	東 禅 寺 川	附 馬 牛	妙 泉 寺 の 3	B
41	〃	〃	〃	宿	A
42	〃	〃	〃	桑 原 の 1	B
43	〃	〃	〃	桑 原 の 2	B
44	〃	〃	〃	桑 原 の 3	B
45	〃	〃	〃	桑 原 の 4	B
46	〃	〃	〃	大 萩 の 1	B
47	〃	〃	〃	大 萩 の 2	B
48	〃	〃	〃	大 萩 の 3	B
49	〃	〃	〃	大 萩 の 4	B
50	〃	〃	〃	沢 の 口 の 1	B
51	〃	〃	〃	沢 の 口 の 2	B
52	〃	〃	〃	沢 の 口 の 3	B
53	〃	〃	〃	沢 の 口 の 5	B
54	〃	早 瀬 川	松 崎	新 張	A
55	〃	〃	〃	白 岩	A
56	〃	猿ヶ石川	〃	下 柳 の 1	B
57	〃	〃	〃	下 柳 の 2	B
58	〃	小鳥瀬川	土 淵	大 檜 の 1	B
59	〃	〃	〃	大 檜 の 2	B
60	〃	早 瀬 川	青 笹	晴 山	B
61	〃	河 内 川	〃	下 関 の 1	B
62	〃	〃	〃	下 関 の 5	B
63	〃	〃	〃	下 関 の 6	B
64	〃	〃	〃	四 日 市 の 1	B
65	〃	〃	〃	四 日 市 の 2	B
66	〃	〃	〃	四 日 市 の 3	B
67	〃	〃	〃	八 田 野 の 1	B
68	〃	〃	〃	舘 石 の 6	B
69	〃	〃	〃	舘 石 の 7	B
70	〃	〃	〃	神 楽 田 の 1	B
71	〃	〃	〃	神 楽 田 の 2	B
72	〃	中 沢 川	〃	丑 舘 の 1	A

調査表 番 号	水系名	河川名	設 置 箇 所		水門の種類
			町	地 区	
73	〃	〃	〃	丑 館 の 2	B
74	〃	〃	〃	鶴 巻 田 の 1	B
75	〃	〃	〃	鶴 巻 田 の 2	B
76	〃	〃	〃	鶴 巻 田 の 6	A
77	〃	〃	〃	鶴 巻 田 の 7	B
78	〃	来 内 川	上 郷	長 洞	B
79	〃	〃	〃	権 現 の 1	B
80	〃	〃	〃	権 現 の 2	B
81	〃	〃	〃	権 現 の 3	B
82	〃	〃	〃	鬼 原 の 1	B
83	〃	〃	〃	鬼 原 の 2	B
84	〃	猫 川	〃	関 口 の 1	B
85	〃	〃	〃	関 口 の 2	B
86	〃	〃	〃	伊 原 の 5	B
87	〃	猿ヶ石川	松 崎	矢 崎	B
88	〃	小友川	小 友	小 友	B
89	〃	赤沢川	青 笹	上青笹の1	B
90	〃	〃	〃	上青笹の2	B
91	〃	〃	〃	上青笹の3	B
92	〃	〃	〃	上青笹の4	B
93	〃	猿ヶ石川	下 組 町	愛宕橋の上	B
94	〃	〃	下 鱒 沢	岩 渡	B
95	北 上 川	猿ヶ石川	上 鱒 沢	鳴 沢	A
96	〃	達曾部川	達 曾 部	米 田	B
97	〃	〃	〃	中 齊	A
98	〃	小烏瀬川	土 淵	土 淵 の 1	B
99	〃	〃	〃	土 淵 の 2	B
100	〃	〃	〃	土 淵 の 3	B
101	〃	猿ヶ石川	松 崎	小田沢の1	B
102	〃	〃	〃	小田沢の2	〃
103	〃	〃	〃	小田沢の3	〃
104	〃	〃	〃	小田沢の4	〃
105	〃	〃	〃	小田沢の5	〃
106	〃	〃	〃	小田沢の6	〃
107	〃	〃	〃	安居台の1	〃
108	〃	〃	〃	安居台の2	〃
109	〃	小烏瀬川	土 淵	大櫓の3	〃

調査表 番号	水系名	河川名	設置個所		水門の種類
			町	地区	
110	〃	〃	〃	角城下	〃
111	〃	〃	〃	角城上	〃
112	〃	〃	〃	川久保	〃
113	〃	〃	〃	川久保向	〃
114	〃	〃	〃	山崎	〃
115	〃	〃	〃	久保	〃
116	〃	東禅寺	附馬牛	安居台の3	〃
117	〃	〃	〃	安居台の4	〃
118	〃	〃	〃	安居台の5	〃

- (注) 1 「調査表番号」とは、「河川水門実態調査表」の番号であり、おおむね管理委託の順序になっている。
- 2 「水門の種類」アルファベットは、開閉方式（A・水門ハンドル式 B・樋管フラップ式）

別表8 水防備蓄倉庫及び所在地一覧表

倉庫名	所在地	建築年度	床面積
二日町館川原地区 コミュニティ消防センター	遠野市綾織町下綾織 29-56-1	平成元年度	22.5 m ²
大日地区 コミュニティ消防センター	遠野市遠野町 41-126	平成4年度	39.7 m ²
鱒沢水防倉庫	遠野市宮守町下鱒沢 34-2-1	平成19年度	19.9 m ²

別表9 水防用備蓄資器材一覧表

品名	倉庫名	二日町館川原地区コミュニティ消防センター	大日地区コミュニティ消防センター	鱒沢水防倉庫
スコップ	(丁)	26	60	79
つるはし	(丁)	8	—	9
とうが	(丁)	5	10	50
おの	(丁)	—	—	8
のこぎり	(丁)	—	3	7
ナタ付のこぎり	(丁)	—	—	13
ナタ	(丁)	—	—	9
鎌	(丁)	10	13	39
トビロ	(丁)	6	16	10
掛矢	(丁)	6	6	18
メガホン	(丁)	4	4	—
ハンマー	(丁)	—	3	12
ペンチ	(丁)	—	—	7
シノー	(丁)	—	—	5
木杭	(本)	83	90	90
鉄線	(kg)	40	—	90
竹	(本)	—	20	—
縄	(巻)	4	12	45
ビニールロープ	(巻)	—	8	—
警備ロープ	(巻)	—	—	100m×4
救助ロープ	(巻)	—	—	200m×1
ビニールシート	(枚)	—	36	50
土のう	(枚)	5,200	7,330	6,000
一輪車	(台)	3	—	3
鋼杭・鉄杭	(本)	—	50	406
胴付長靴	(足)	—	2	—
救命胴衣	(着)	5	20	119
軍手	(双)	—	50	—
ゴム張手袋	(双)	—	64	—
クリッパー	(丁)	—	—	4
チェンソー	(機)	—	—	4
草刈機	(機)	—	—	1
投光器	(器)	1	—	—
Tマット工法用シート		—	—	4

別表10

雨量観測箇所一覧表

観測箇所	所在地	既往最大日雨量		観測開始	管理区分
		日雨量	記 日	年月日	
遠野地区合同庁舎	六日町1-22	259.3	S23. 9. 16	S53. 5. 30	岩手県 (テレメーター)
丸森	小友町丸森山11-160	155.0	S56. 8. 22	S39. 5. 30	国交省 (テレメーター)
小出地区コミュニティ消防センター	附馬牛町上附馬牛19-39-2	138.0	H19. 9. 17	H17. 10. 27	気象庁 (アメダス)
大黒森	附馬牛町上附馬牛19-408	156.0	S62. 8. 16	S39. 9. 8	国交省 (テレメーター)
馬越峠	附馬牛町東禅寺16-66-7	—	—	H11. 4. 1	岩手県 (テレメーター)
遠野	松崎町白岩24地割13	162.0	H19. 9. 7	S49. 11. 1	気象庁 (アメダス)
松崎	松崎町駒木19地割松木田38-2	139.0	S46. 9. 7	S39. 6. 3	国交省 (テレメーター)
琴畑	土淵町琴畑7-45-2	239.0	H28. 8. 30	S39. 6. 3	国交省 (テレメーター)
西内	土淵町栃内1-45-3	—	—	H11. 4. 1	岩手県 (テレメーター)
六角牛	青笹町糠前40-75	253.0	H28. 8. 30	S41. 4. 13	国交省 (テレメーター)
足ヶ瀬	上郷町細越38日光22-24	—	—	H11. 4. 1	岩手県 (テレメーター)
小森	上郷町平倉21廻立	192.0	S56. 8. 22	S40. 6. 10	国交省 (テレメーター)
権現	上郷町来内11-12	—	—	S58. 4. 1	岩手県 (テレメーター)
上宮守	宮守町上宮守15	284.0	H10. 9. 24	S33. 9. 8	国交省 (テレメーター)
下宮守	宮守町下宮守29-73-1	120.0	S62. 8. 17	S61. 8. 21	自記

※遠野土木センター水防隊を通じて上記箇所の雨量情報を得る。

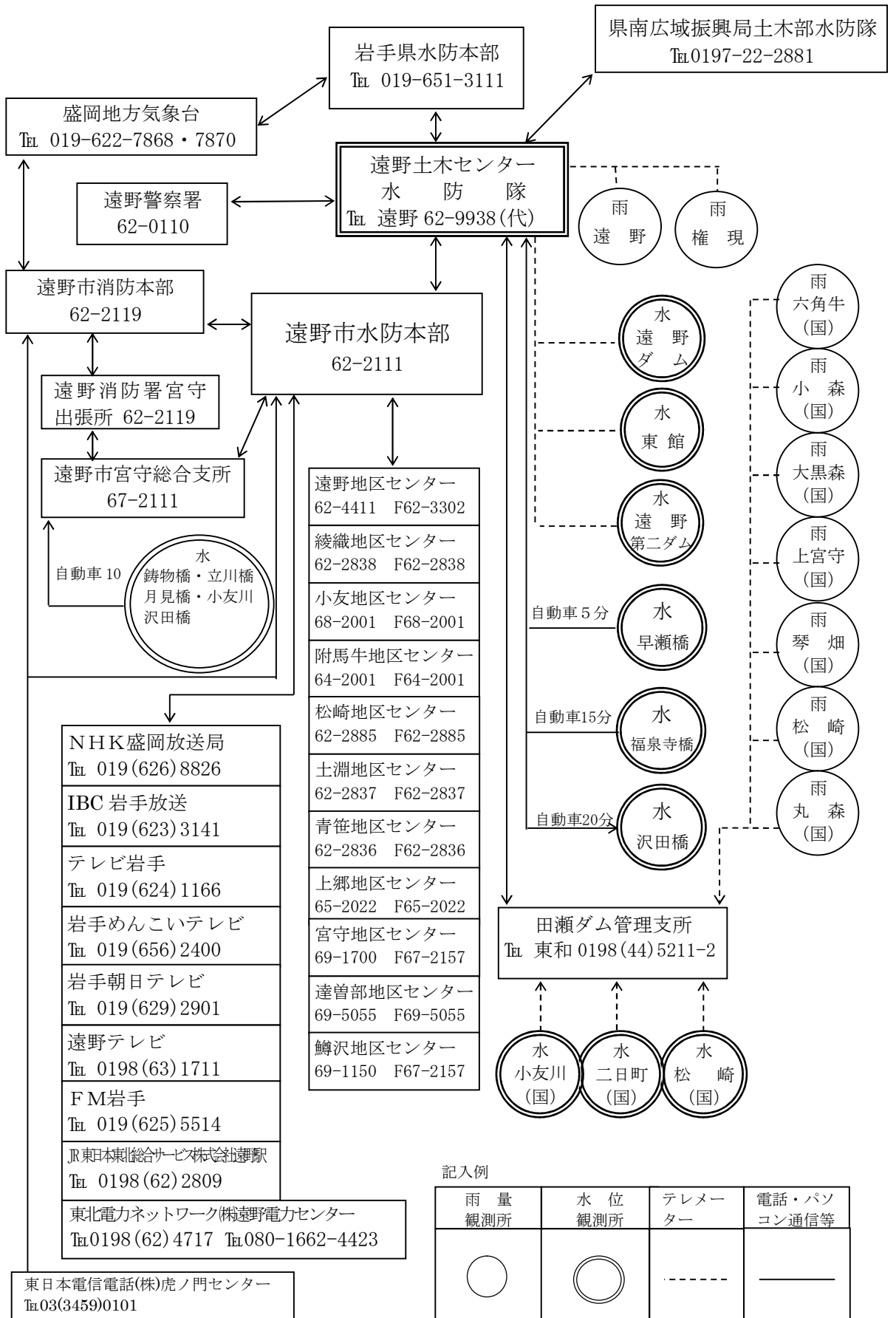
別表11

水位観測箇所及び水位情報一覧表

河川名	観測箇所	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	既往最大		管 理 区 分
					水位	起 日	
猿ヶ石川	沢田橋	2.0	2.5		6.20	S23.9.16	遠野土木センター (テレメーター)
〃	二日町	2.5	3.5		4.61	H28.8.30	北上川ダム統合管理事務所 (テレメーター)
〃	松崎	2.5	3.0		2.95	S56.8.23	〃
〃	駒木	1.3	1.7	2.7	2.95	S56.8.23	遠野土木センター (テレメーター)
小友川	下鱒沢	1.0	2.0		2.48	S56.10.16	北上川ダム統合管理事務所 (テレメーター)
〃	宮守町	1.0	1.5				遠野市(目視)
達曽部川	鋳物橋	1.0	1.5				〃
宮守川	月見橋	1.0	1.5				〃
宿川	立川橋	1.0	1.5				〃
来内川	東館	1.0	1.7		2.50	S56.8.23	遠野土木センター 【遠野ダム】 (テレメーター)
〃	遠野ダム (栃洞)	—	—		—	—	〃
〃	遠野第二 ダム	—	—		—	—	〃
小鳥瀬川	福泉寺橋	0.2	0.9	1.4	3.00	S23.9.16	遠野土木センター (テレメーター)
早瀬川	上早瀬橋	1.3	2.0	2.9	4.90	S23.9.16	〃

※上記箇所を巡視し水位観測をする。

別表 12 雨量・水位観測所及び関係機関の連絡系統図



別表 14 水防関係機関電話番号一覧表

課 名 等	電 話 番 号	課 名 等	電 話 番 号
遠 野 市 役 所	6 2 - 2 1 1 1	松 崎 地 区 セ ン タ ー	6 2 - 2 8 8 5
宮 守 総 合 支 所	6 7 - 2 1 1 1	土 淵 地 区 セ ン タ ー	6 2 - 2 8 3 7
遠 野 消 防 署	6 2 - 2 1 1 9	青 笹 地 区 セ ン タ ー	6 2 - 2 8 3 6
遠野消防署宮守出張所	6 2 - 2 1 1 9	上 郷 地 区 セ ン タ ー	6 5 - 2 0 2 2
綾織地区センター	6 2 - 2 8 3 8	宮 守 地 区 セ ン タ ー	6 9 - 1 7 0 0
小友地区センター	6 8 - 2 0 0 1	達 曽 部 地 区 セ ン タ ー	6 9 - 5 0 5 5
附馬牛地区センター	6 4 - 2 0 0 1	鱒 沢 地 区 セ ン タ ー	6 9 - 1 1 5 0

別表 15 水防信号

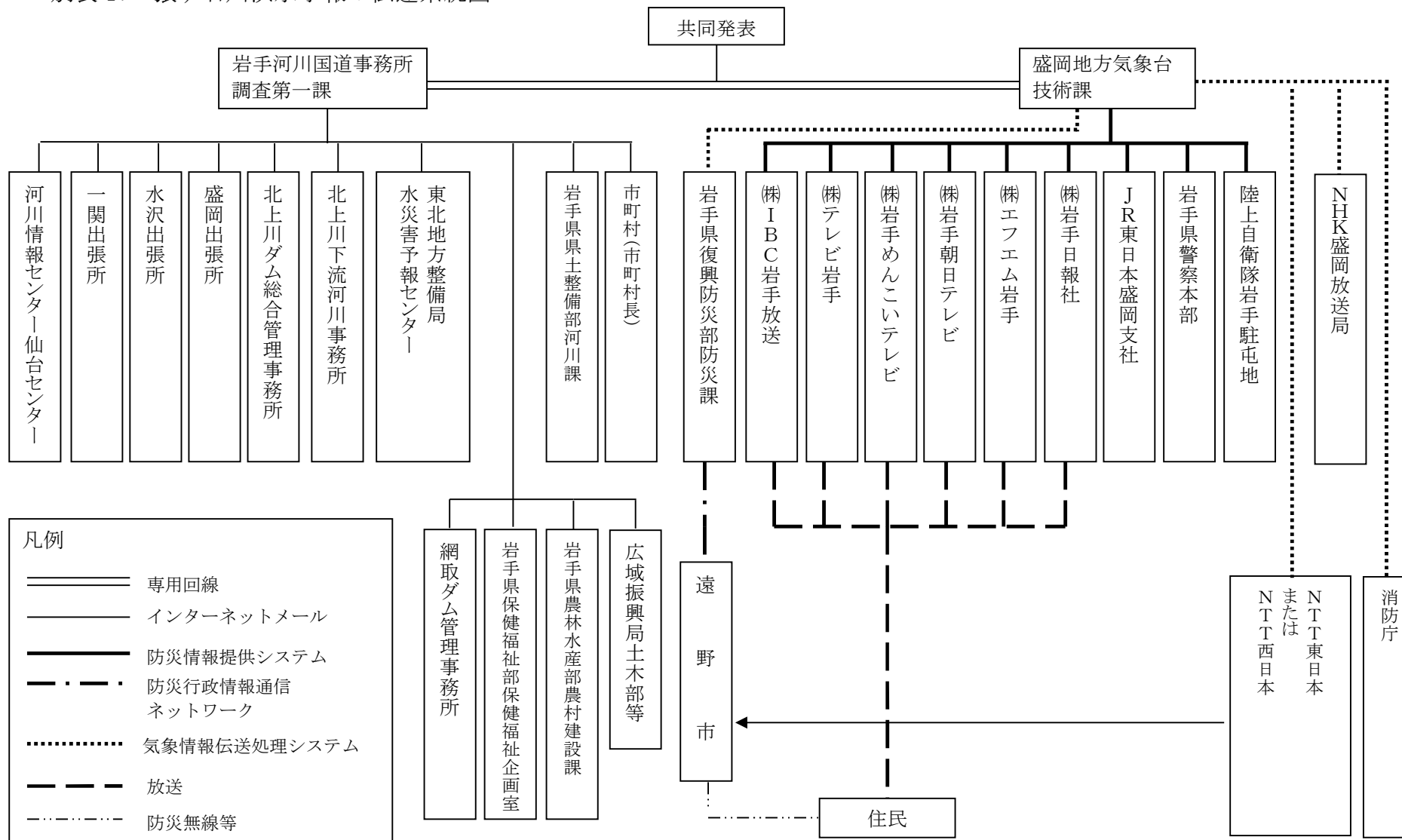
信号種類	打 鐘 信 号	サイレン信号
警戒信号	1 点 と 4 点 の 連 打 ○ ○○○○ ○ ○○○○	1 分 長 声 一 声
出動信号	3 点 3 点 3 点 ○○○ ○○○ ○○○ 連 打	3 秒 10 秒 3 秒 10 秒 2 秒 2 秒 2 秒 連続
避難信号	乱 打 ○○○○○○○○○○	3 秒 3 秒 3 秒 3 秒 2 秒 2 秒 2 秒 連続
解除信号	口 頭 伝 達	口 頭 伝 達

別表 16

関係機関の通報箇所一覧表

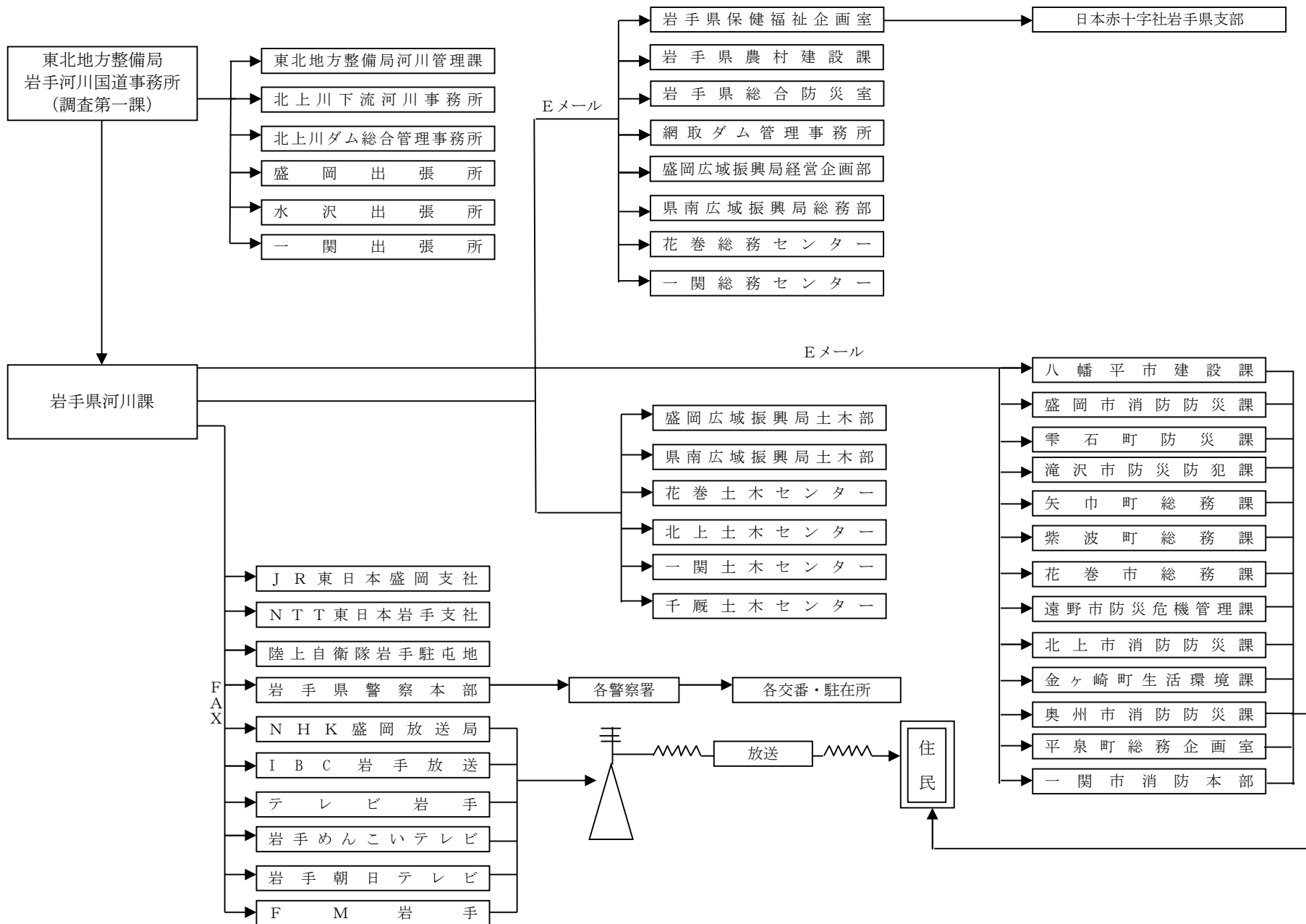
通 報 箇 所	電 話 番 号	通報箇所からの 連絡先
遠野市役所	62-2111	所属機関及び 各関係箇所
県南広域振興局土木部 遠野土木センター	62-9938	遠野地区 合同庁舎各機関
遠野警察署	62-0110	交番、駐在所
遠野市教育委員会	62-4412	各市立小中学校
県立遠野高等学校	62-2823	
県立遠野緑峰高等学校	62-2827	
遠野市保育協会	62-9256	各保育園・児童 館等
東北電力ネットワーク(株) 遠野電力センター	62-4717 (日中) 080-1662-4423 (夜間休日)	各関係箇所
東日本電信電話(株)岩手支店	019-625-4411	
東日本旅客鉄道(株)遠野駅	62-2809	各保線区
岩手県交通(株)釜石営業所	0193-25-2527	
岩手県交通(株)遠野営業所	62-6305	
遠野郵便局	62-2832	各郵便局
県立遠野病院	62-2222	
遠野市医師会	62-9182	遠野病院を除く 各医院

別表 17 猿ヶ石川洪水予報の伝達系統図

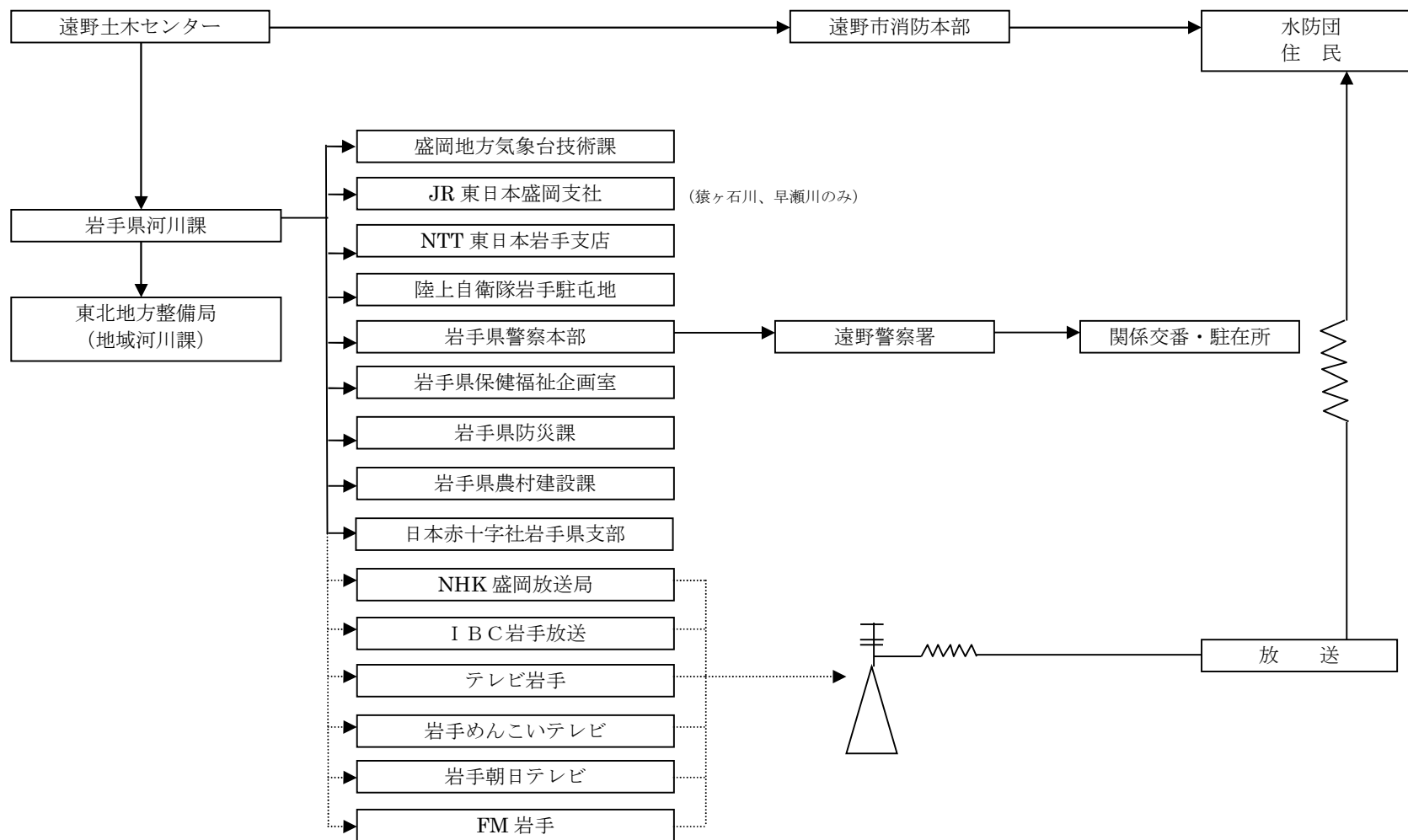


※NTT東日本又はNTT西日本への洪水予報の伝達は洪水警報のみとし、一般利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

別表 18 国土交通省が行う水防警報の伝達系統図



別表 19 岩手県知事が行う猿ヶ石川、早瀬川、小烏瀬川 水防警報・避難判断水位（特別警戒水位）情報の伝達系統図



.....▶ 避難判断水位情報、氾濫危険水位到達情報のみ

別表 20 指定避難所一覧表

No.	施設名	施設の構造	電話番号	給水炊飯施設の有無		指定緊急避難場所との重複	水害時不適	土砂災害時不適
	住所	想定収容人数	(FAX)	給水	炊飯			
1	上組町コミュニティ消防センター	木造	71-1234	○	○	○		
	上組町 11-4	24 人	CATV					
2	穀町コミュニティ消防センター	木造	—	○	○	○		
	穀町 14-12	26 人						
3	大日地区コミュニティ消防センター	木造	71-1620	○	○	○	●	
	遠野町 41-126	122 人	CATV					
4	上早瀬コミュニティ消防センター	木造	—	○	○	○	●	
	松崎町白岩 9-52-27	26 人						
5	下早瀬コミュニティ消防センター	木造	62-9812	○	○	○		
	早瀬町 3 丁目 15-25	25 人						
6	遠野浄化センター研修室	RC	62-3611	○	○		●	
	大工町 10-10	24 人	(62-3118)					
7	遠野市民センター	RC	62-4411	○			●	●
	新町 1-10	575 人	(62-3302)					
8	遠野小学校体育館	鉄骨	62-3231	○	○	○		
	東館町 11-28	192 人	(62-8922)					
9	遠野高等学校第一体育館 第二体育館	鉄骨	62-2823	○	○	○	●	
	六日町 3-17	411 人	(62-2805)					
10	遠野中学校体育館	RC	62-2814	○	○	○		
	松崎町白岩 11-30	126 人	(62-2433)					
11	根岸地区コミュニティ消防センター	木造	71-1440	○	○	○	●	●
	綾織町新里 13-2-2	23 人	CATV					
12	綾織町第 7 区コミュニティ消防センター	木造	—	○	○	○		
	綾織町下綾織 31-63-3	12 人						
13	綾織地区センター	RC	62-2838	○	○		●	
	綾織町下綾織字且の鼻 26	151 人	(62-2838)					

14	綾織小学校体育館	RC	62-2803 (62-2803)	○	○	○		●
	綾織町下綾織 13-13-5	150人						
15	館川原・二日町コミュニティ消防センター	木造	71-1430	○	○		●	
	綾織町下綾織 29-56-1	28人	CATV					
16	鮎貝地区コミュニティ消防センター	木造	71-1060	○	○	○		●
	遠野市小友町 5-105-1	29人	CATV					
17	長野地区コミュニティ消防センター	木造	71-1470	○	○	○		
	遠野市小友町 23-2-1	36人	CATV					
18	鷹鳥屋地区コミュニティ消防センター	木造	68-2346	○	○	○		
	遠野市小友町 43-201-1	24人						
19	小友小学校体育館	鉄骨	68-2220	○	○			
	遠野市小友町 16-133	118人	(68-2220)					
20	小友生涯学習スポーツ施設	鉄骨	68-2222					
	遠野市小友町 16-129	149人						
21	小友地区センター	RC一部鉄骨	68-2001	○	○	○		
	遠野市小友町 16-105-1	159人	(68-2001)					
22	張山地区コミュニティ消防センター	木造	—	○	○	○	●	●
	附馬牛町上附馬牛 4-15-2	12人						
23	東禅寺地区コミュニティ消防センター	木造	—	○	○	○		
	附馬牛町東禅寺 5-70	10人						
24	沢の口地区コミュニティ消防センター	木造	71-1370	○	○	○		●
	附馬牛町東禅寺 14-85	16人	CATV					
25	大出地区コミュニティ消防センター	木造 77.7	—	○	○	○		
	附馬牛町上附馬牛 19-59-3	9人						
26	附馬牛地区センター	RC一部 木造	64-2001	○	○	○	●	
	附馬牛町下附馬牛 11-40-1	120人	(64-2001)					
27	附馬牛小学校体育館	木造	64-2220	○	○		●	
	附馬牛町下附馬牛 11-43-1	165人	(64-2220)					
28	荒屋地区コミュニティ消防センター	木造	71-1610	○	○	○		
	附馬牛町下附馬牛 4-44	15人	CATV					

29	大萩地区コミュニティ消防センター	木造	71-1300	○	○	○		
	附馬牛町東禅寺 11-108	12 人	CATV					
30	小出地区コミュニティ消防センター	木造	—	○	○			●
	附馬牛町上附馬牛 17-39-2	16 人						
31	八幡地区コミュニティ消防センター	187		○	○	○		
	松崎町白岩 22-23-8	25 人						
32	遠野北小学校体育館	木造	62-2030	○	○			
	松崎町白岩字薬研淵 43	200 人	(62-2031)					
33	遠野市総合福祉センター	S R C	62-8459	○	○	○		
	松崎町白岩字薬研淵 1-3	202 人	(62-9311)					
34	遠野緑峰高等学校体育館	鉄骨	62-2827	○	○			
	松崎町白岩 21-14-1	193 人	(62-2828)					
35	栃内地区コミュニティ消防センター	木造	71-1510	○	○	○	●	
	土淵町栃内 11-125-2	17 人	CATV					
36	飯豊地区コミュニティ消防センター	木造	71-1540	○	○	○		
	土淵町飯豊 5-14-2	30 人	CATV					
37	似田貝地区コミュニティ消防センター	297	62-0302	○	○	○		
	土淵町土淵 12-109-1	33 人						
38	たかむろ水光園芸能館	木造	62-2834	○	○			
	土淵町柏崎 7-175-2	54 人	(62-5969)					
39	土淵生涯学習スポーツ施設	木造	62-2818	○	○			
	土淵町土淵 4-21-6	180 人	(62-2818)					
40	土淵小学校体育館	鉄骨	62-2804	○	○			
	土淵町土淵 6-1	103 人	(62-2804)					
41	土淵地区センター	R C	62-2837	○	○			
	土淵町土淵 6-5-1	132 人						
42	沢田地区コミュニティ消防センター	木造	62-8900	○	○	○		
	青笹町糠前 25-31	28 人						
43	遠野東中学校体育館	木造	62-2816	○	○			
	青笹町青笹 10-16	172 人	(62-2816)					
44	青笹地区センター	R C	62-2836	○	○	○		
	青笹町青笹 13-3-1	90 人						

45	青笹小学校体育館	木造	62-2802	○	○			
	青笹町青笹 11-1	183 人	(62-2802)					
46	中沢部落中央公民館	木造	71-1310	○	○			
	青笹町中沢 10-1	15 人	CATV					
47	佐比内地区コミュニティ 消防センター	木造	71-1560	○	○	○		
	上郷町佐比内 22-29-1	42 人	CATV					
48	暮坪地区コミュニティ消 防センター	木造	—	○	○	○		
	上郷町佐比内 37-143	50 人						
49	上郷地区センター	R C 一 部鉄骨	65-2022	○	○	○		
	上郷町板沢 11-5-4	101 人	(65-2022)					
50	平倉地区コミュニティ消 防センター	木造	—	○	○	○		
	上郷町平倉 25-19-2	14 人						
51	平野原地区コミュニティ 消防センター	木造	71-1220	○	○	○		
	上郷町平野原 3-7-1	19 人	CATV					
52	上郷小学校体育館		65-2031	○	○			
	上郷町佐比内 46-56-1	178 人	(65-2031)					
53	上郷生涯学習スポーツ施 設	木造	65-2033	○	○			
	上郷町板沢 11-6-6	170 人	(65-2033)					
54	上宮守転作営農研修施設	木造	67-3363	○	○	○		●
	宮守町上宮守 1-37-3	10 人						
55	上宮守地区多目的集会施 設	鉄骨	67-2937	○	○	○		●
	宮守町上宮守 14-89-6	32 人						
56	塚沢構造改善センター	鉄骨一 部木造	67-2935	○	○	○		
	宮守町下宮守 7-17-4	8 人						
57	岩根橋地区集会所	木造	67-2394	○	○	○		●
	宮守町下宮守 20-35-6	12 人	76-1185					
58	宮守小学校体育館	R C	67-2135	○	○			
	宮守町下宮守 26-6	110 人	(67-2135)					
59	みやもりホール	R C	67-3133	○	○			●
	宮守町下宮守 32-133-1	112 人						
60	遠野西中学校体育館 多 目的ホール	R C	67-2139	○	○	○		
	宮守町下宮守 39-65	228 人	(67-3513)					

61	湯屋地区集会所	木造	—	○	○	○		●
	宮守町達曽部 9-18-16	12 人						
62	白石涌水地区集会所			○	○	○		●
	宮守町達曽部 57-1-2	15 人						
63	達曽部地区センター	鉄骨	69-5055	○	○	○		
	宮守町達曽部 15-31-1	57 人						
64	達曽部小学校体育館		67-6133	○	○			
	宮守町達曽部 15-10	112 人						
65	上鱒沢地区集会所	木造	66-2140	○	○	○	●	●
	宮守町上鱒沢 19-105-1	25 人						
66	宮守農村婦人の家		—	○	○	○	●	
	宮守町上鱒沢 8-66	18 人						
67	迷岡地区集会所	木造	67-2516	○	○	○		
	宮守町下鱒沢 6-132	25 人						
68	鱒沢就業改善センター	R C	66-2263	○	○		●	●
	宮守町下鱒沢 34-2-5	8 人						
69	ふるさと交流館	木造	66-2011	○	○			
	宮守町下鱒沢 21-137-6	68 人						
70	鱒沢小学校体育館	R C	66-2270	○	○			●
	宮守町下鱒沢 17-5	137 人	(66-2270)					

別表 21 福祉避難所一覧表

No.	施設名	要援護者区分				電話番号
		乳幼児	妊産婦	高齢者	障がい者	
1	介護老人保健施設「とおの」			○	○	60-1211
2	グループホームおらほの家			○	○	62-2617
3	特別養護老人ホーム遠野長寿の郷			○	○	63-1770
4	養護老人ホーム長寿の森吉祥園			○	○	62-2028
5	グループホーム長寿庵			○	○	63-1328
6	障害者支援施設 石上の園			○	○	60-1100
7	障害者支援施設遠野コロニー			○	○	65-5631
8	あったかいごひといち			○	○	63-1516
9	介護老人福祉施設 やまゆりの里			○	○	69-5551
10	ふれあいホーム薬研淵			○	○	62-1595
11	ふれあいホーム上郷			○	○	65-3680
12	ふれあいホーム附馬牛			○	○	64-2077
13	ふれあいホーム小友			○	○	68-2460
14	(有)介護施設 あお空			○	○	60-1601
15	特別養護老人ホームみやもり荘			○	○	67-2266
16	障がい者支援施設 高館の園			○	○	66-2576
17	遠野健康福祉の里	○	○	○	○	62-5111
18	遠野保育園	○				62-2034
19	神明保育園	○				62-2036
20	光の園幼稚園	○				62-3341
21	認定こども園めぐみ 遠野聖光こども園	○				62-2150
22	綾織保育園	○				62-2812
23	岩滝保育園	○				68-2333
24	附馬牛保育園	○				64-2330
25	松崎保育園	○				62-2826
26	白岩保育園	○				62-2395
27	土淵保育園	○				62-2458
28	青笹保育園	○				62-2022
29	上郷保育園	○				65-2030
30	宮守保育園	○				67-2130
31	達曾部保育園	○				67-6131
32	鱒沢保育園	○				66-2210

別表 22

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月
至 年 月

【市町村名】

区 分	水防活動		使用資機材			左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分			備 考
	団体数	活動延 人員	主要資材	その他資材	計	使用資材費			
						主要資材	その他資材	計	
県(都道府)分 前 回 迄	—	—	円	円	円				
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
小 計	—		—	0	0	0	—		
累 計	—		—	0	0	0	—		
水防管理団体分 前 回 迄		()					—		
月 分		()					—		
月 分		()					—		
月 分		()					—		
月 分		()					—		
月 分		0 ()	0	0	0	0	—		
累 計	0		0	0	0	0	0	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該機関の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材 35 万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

別表 23 水防功労者推せん

1 個人功労

水防団員、消防団員又はその他の者であつて次のいずれかに該当するもの。

ア 出水の危険又は水防実施に当り適切な措置および挺身敢斗して水害防止又は水害の軽減に優れた功績を挙げた者。

イ 水防活動従事中任務に殉じた者又は負傷し疾病にかかり長期にわたつて支障があるに至つた者。

2 団体功労

よく一致団結し水害防止又は水害軽減上卓越した功績を挙げた水防団その他の団体。

3 個人功労調書

順 位	
項 目	
所属団体名又は 官 署 名	
職業、住所氏名	
生 年 月 日 死 亡 年月日	
功 勞 事 項	本欄は表彰採否の基となるので、できる限り具体的詳細に記載すること。 従つて長文となつても差し支えない。もし具体性に欠けるときは選択困難となるので、その点を特に留意すること。
略 歴	略歴中には水防に関する平常の貢献、情况等表彰の情状に関するものがあれば併せて記載すること。
賞 罰	
遺 族	表彰状、その他の交付すべき遺族の氏名、生年月日、住所、続柄等について記載する。

4 団体功労調書

順 位	
項 目	
団 体 所 在 地	
団 体 名	
団体の代表者の 役職氏名、住所	
功 勞 事 業	個人功労調書と同様の要領で記載する。
団 体 職 歴	上に同じ

遠野市水防隊動員計画

目 的

第1 気象注意報の通知を受けたとき、または大雨のおそれがあり、洪水を予想したとき、水災を警戒し、防ぎよし、被害を最小限度にとどめ、市民の生命、身体及び財産を守り、公共の安全を保持するため、水防隊員及び水防従事者（一般市民）を迅速に動員するため、この計画を立てる。

動員の種別

第2 この計画を最も迅速に、かつ、確実にその目的を達するため動員を下記の種別に分け、これを有効適切に運用する。

- 1 警戒動員
- 2 第1次動員
- 3 第2次動員
- 4 その他の動員（居住者等の水防義務）

各種動員の時機及び方法

第3 警戒動員

- 1 各河川において水防団待機水位に達し、なお増水のおそれがある場合、水防隊長は、各地区隊長代理に対し、非常招集を命じ、情報連絡班及び哨警班を各々任務に就かせ資器材整備班及び避難誘導班を待機させる。

招集の方法は広報無線又は電話及び消防車による放送等をもって行う。

隊員は、上記の状況を予知したときは、命を待つまでもなく待機しなければならない。

- 2 警戒動員の編成は、別表4水防担当区域一覧表のとおりとする。

第4 第1次動員

- 1 各河川においてははん濫注意水位に達し、なお増水のおそれがあり、特に警戒の措置が必要と認められる場合、水害が予想される各河川の水防担当区域を担当する分団の全団員及び全車両を出動させ警戒、活動準備にあたるものとし、情報連絡班及

び哨警班を任務につかせ、資器材整備班及び避難誘導班に準備及び待機させるものとする。

なお、上記の状況を覚知した消防団員は命を待つまでもなく各分団及び水防本部に連絡し指示を受けるものとする。

2 第1次動員の編成は、別表4のとおりとする。

第5 第2次動員

1 第1次動員のみでは水災に対処することが困難と思われる場合に、遠野市消防団の全団員、全車両を出動させ各々の任務につかせるものとする。

2 第2次動員の編成は、別表第4のとおりとする。

第6 第3次動員（居住者等の水防義務）

1 法第24条を適用し、水防のためやむを得ない必要があるときに限り、区域内に居住する者、または水防の現場にある者をして水防活動に従事させるもので、原則として年齢16歳以上の者の出動を要請する。

この場合、出動する市民は、適宜な水防用具及び資材を携行するものとする。

資 料

気象情報に基づく注意報、警報の種類と発表基準

(1) 注意報の発表基準

種 類	基 準
大雨注意報	<p>大雨によって被害が予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平坦地で1時間雨量が30mm以上の場合 ○ 平坦地以外で1時間雨量が40mm以上の場合 ○ 土壌雨量指数が71以上である場合
洪水注意報	<p>洪水によって被害が発生するおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平坦地で1時間雨量が30mm以上の場合 ○ 平坦地以外で1時間雨量が40mm以上の場合 ○ 流域雨量指数が猿ヶ石川流域=31.2、寺沢川流域=4.1、来内川流域=10.9、早瀬川流域=12.9、猫川流域=9.3、小鳥瀬川流域=18、琴畑川流域=7.8、荒川流域=9.1以上の場合
解 除	上記注意事項の必要がなくなった場合。

(2) 警報の発表基準

種 類	基 準
大雨警報	<p>大雨によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平坦地で1時間雨量が50mm以上の場合 ○ 平坦地以外で1時間雨量が60mm以上の場合 ○ 土壌雨量指数が102以上である場合
洪水警報	<p>洪水によって重大な災害がおこるおそれがあると予想され、次の基準に到達することが予想される場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平坦地で1時間雨量が50mm以上の場合 ○ 平坦地以外で1時間雨量が60mm以上の場合 ○ 流域雨量指数が猿ヶ石川流域=39.1、寺沢川流域=5.2、来内川流域=13.7、早瀬川流域=16.2、猫川流域=11.7、小鳥瀬川流域=22.6、琴畑川流域=9.8、荒川流域=11.4以上の場合
解 除	上記警報事項の必要がなくなった場合。

(3) 特別警報の発表基準

(ア) 特別警報の発表基準

種類	基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
解除	上記注意事項の必要がなくなった場合。

(イ) 特別警報の指標

【雨を要因とする特別警報の指標】

・大雨特別警報（浸水害）の場合

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨※1がさらに続くと予想される場合

- ① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現。
- ② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現。

※1 激しい雨：1時間に概ね30mm以上の雨

・大雨特別警報（土砂災害）の場合

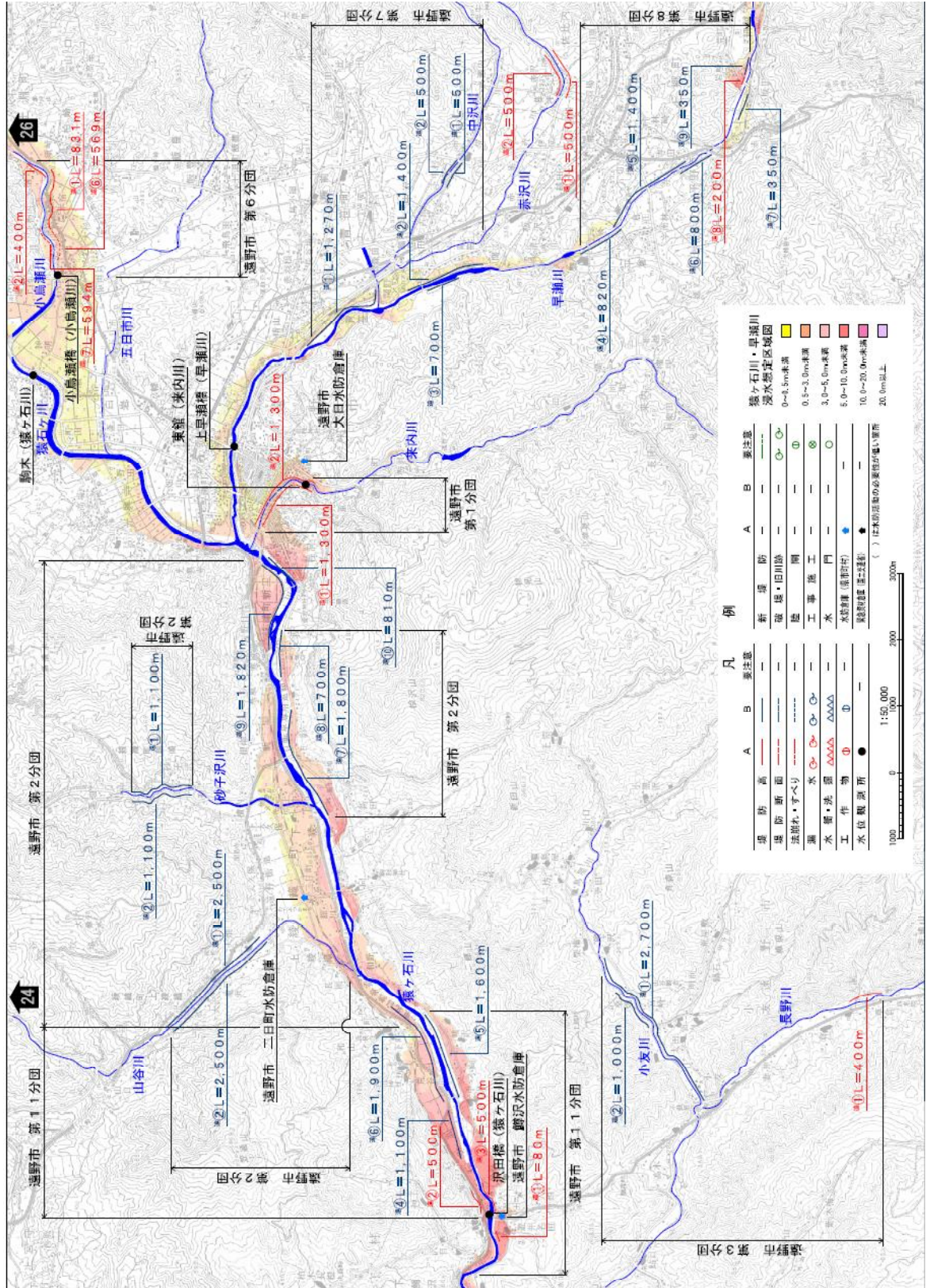
過去の甚大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1 km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨※2がさらに降り続くと予想される場合、その格子が出現した場合

※2 1時間に概ね30ミリ以上の雨

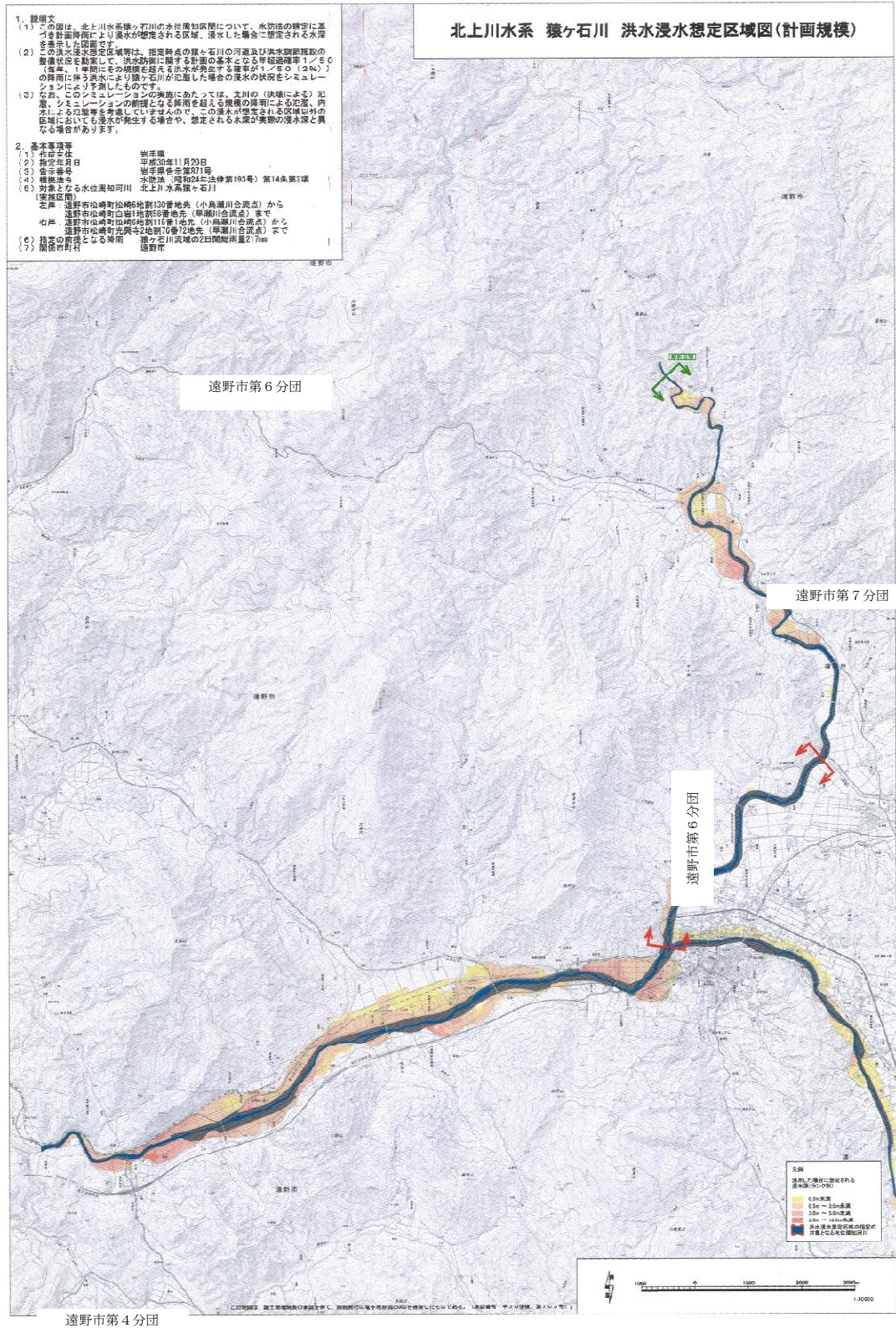
(4) 水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

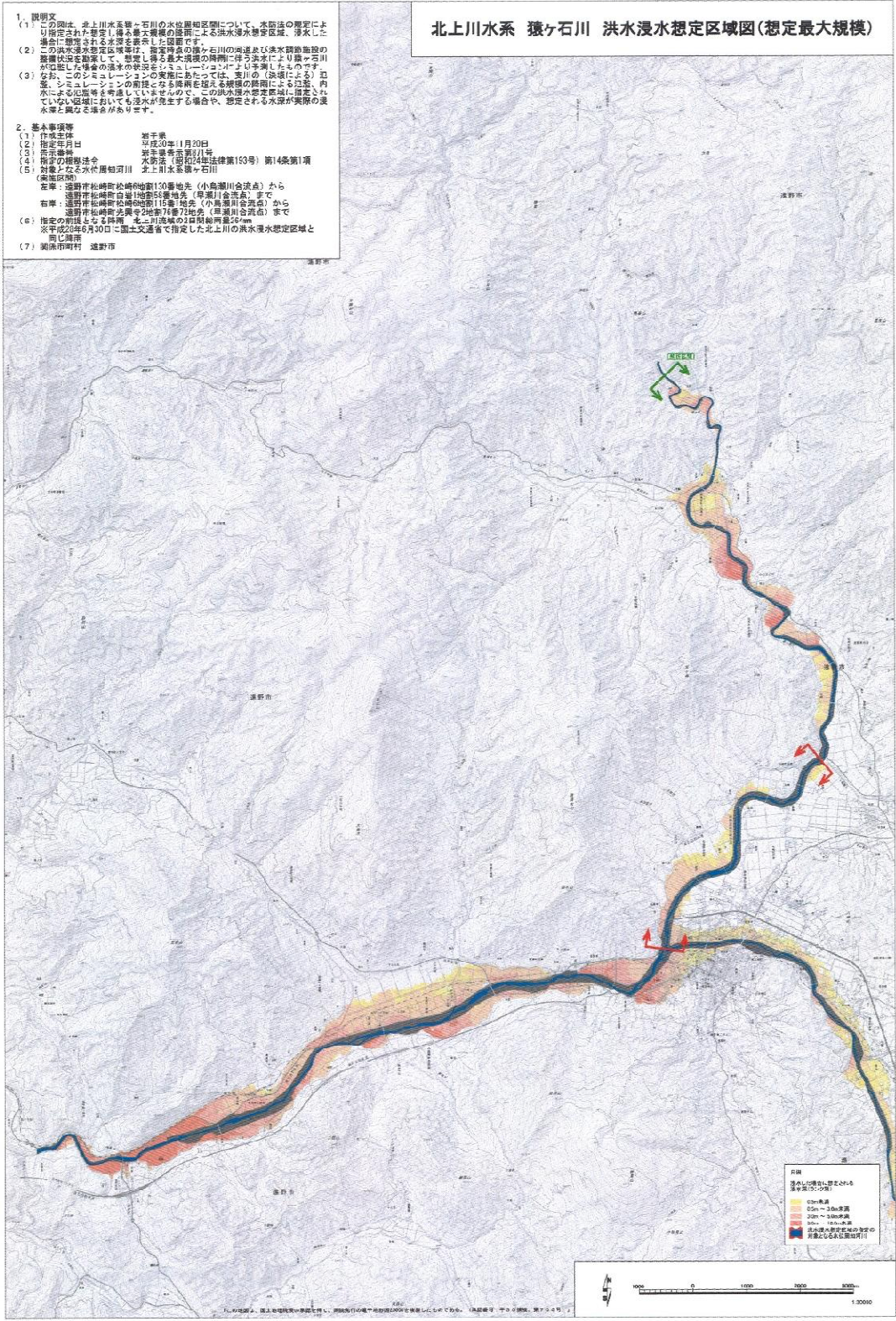


猿ヶ石川、早瀬川、小鳥瀬川浸水想定区域図

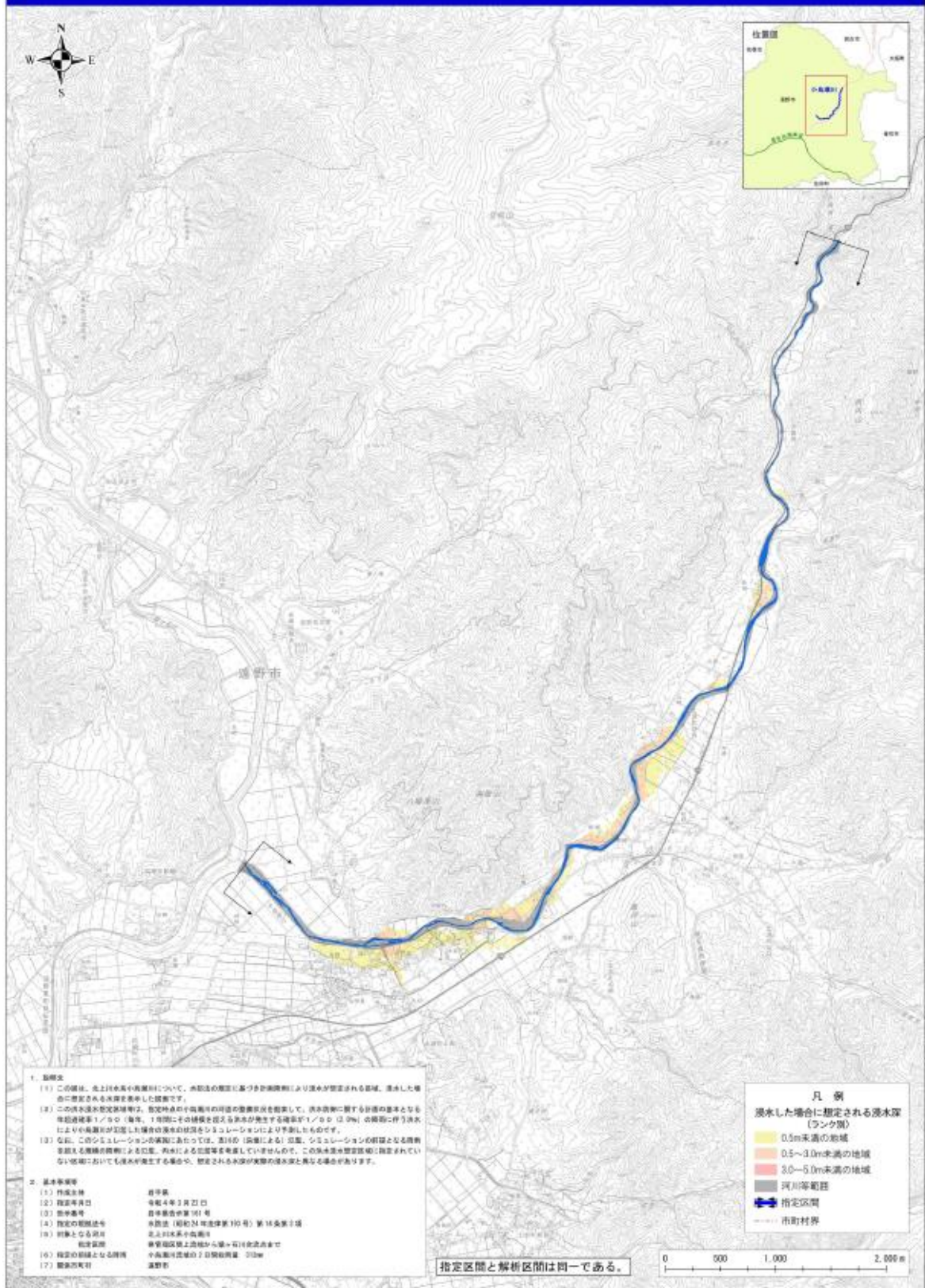


北上川水系 猿ヶ石川 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

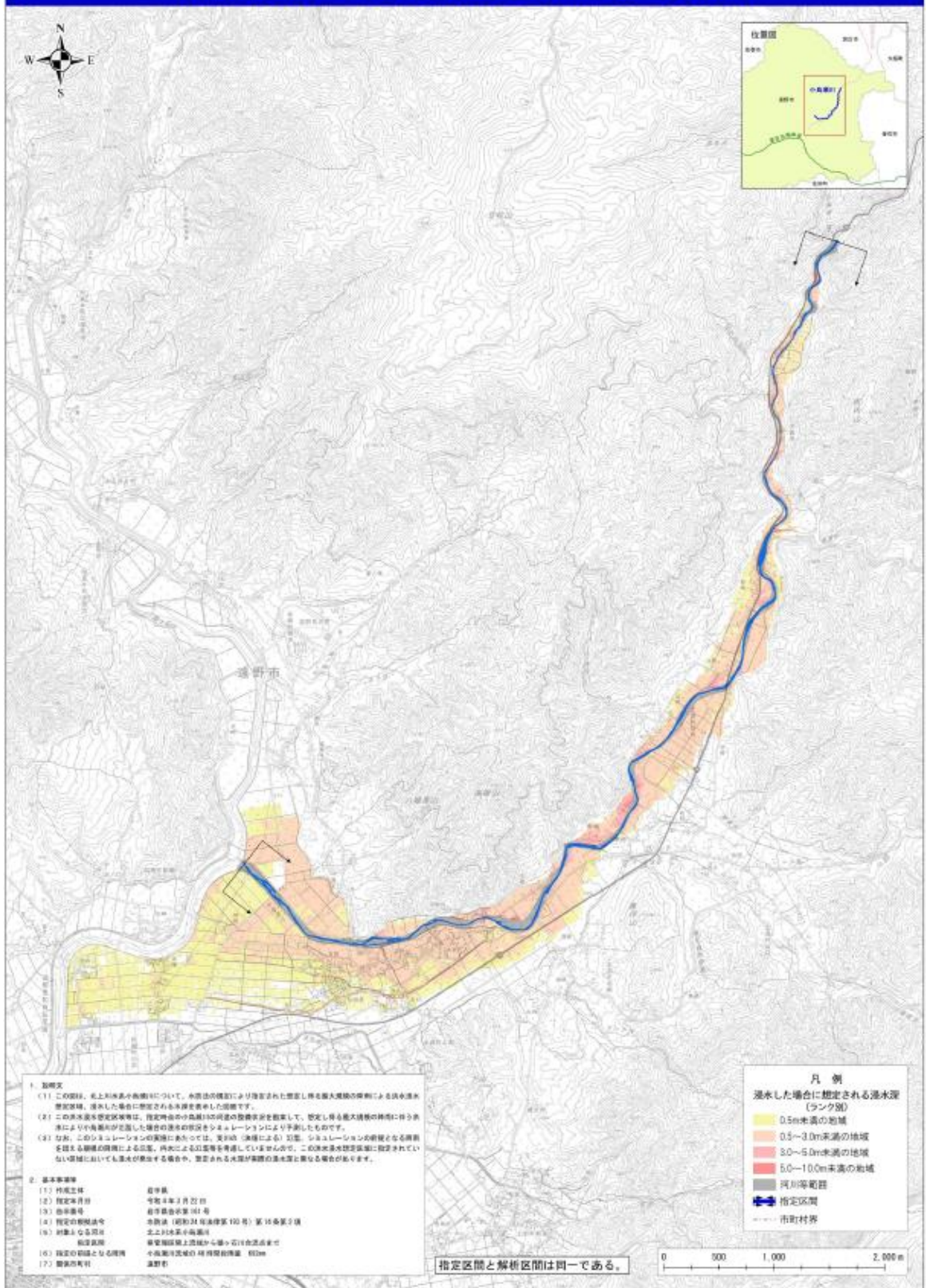
1. 説明文
- (1) この図は、北上川水系 猿ヶ石川の水位想定区域について、水防法の規定により浸水し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域は、指定区域の猿ヶ石川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案し、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により猿ヶ石川が氾濫した場合の浸水の状況とシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、実川の(決壊による)氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定となっていない区域においても洪水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
2. 基本事項等
- (1) 作成主体 遼平県
 - (2) 指定年月日 平成30年(1)月30日
 - (3) 告示番号 遼平県告示第11号
 - (4) 指図の根拠法令 水防法(昭和24年法律第153号)第14条第1項
 - (5) 対象となる河川 北上川水系 猿ヶ石川(指定区域)
- 左岸：遼野市松崎町松崎4丁目15番地先(小島瀬川合流点)から
遼野市松崎町白根14丁目55番地先(青葉川合流点)まで
右岸：遼野市松崎町松崎4丁目15番地先(小島瀬川合流点)から
遼野市松崎町光興寺2丁目14番地先(津波川合流点)まで
- (6) 指定の根拠となる降雨 北上川流域の2日連続雨量50mm
※平成29年6月30日に国土交通省で指定した北上川の洪水浸水想定区域と同一基準
 - (7) 関係市町村 遼野市



北上川水系小烏瀬川洪水浸水想定区域図（計画規模 W=1/50）



北上川水系小烏瀬川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



重要水防箇所評定基準

種別	重要度等		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	
基礎地盤漏水	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。</p> <p>基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。</p>	<p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関係する変状が集中している箇所。</p> <p>堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関係する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。</p> <p>水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。</p>	

水衝・洗掘	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。</p> <p>波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。</p>	<p>水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。</p>	
工作物	<p>河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。</p> <p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。</p>	<p>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。</p>	
工事施工			<p>出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。</p>
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			<p>新堤防で築造後3年以内の箇所。</p> <p>破堤跡又は旧川跡の箇所。</p>
陸閘			<p>陸閘が設置されている箇所。</p>

内容 令和6年2月現在